

# 卷末資料

## 巻末資料一覧

創業に関する詳細情報を掲載しています。

創業に関する情報、ポイントをより具体的に整理していますので、なにかわからないこと、不明なことなどが発生した時に活用してください。

	【ページ】
地域の課題を見つけるには	P 1
コミュニティビジネスの活動分野	P 5
活動分野別の代表的な規制一覧	P 12
創業者の心構え	P 19
コミュニティビジネスに必要なネットワーク	P 23
コミュニティビジネスの組織形態のメリット・デメリット	P 27
スケジュール管理表（雛形）	P 37
関東経済産業局管内の中間支援組織一覧	P 38
関東経済産業局管内の地方自治体におけるコミュニティビジネス支援窓口・支援策一覧	P 45
広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会	P 46
事務所備品確認シート	P 47
事業計画書フォーマット	P 48
資金計画書フォーマット	P 52

各フォーマットはコピーしてご活用ください。



## 地域の課題を見つけるには

コミュニティビジネスは、「地域の課題を解決する事業」です。

コミュニティビジネスの創業には、まず自分が取り組むことができるような「地域の課題」を探すことから始まります。

では、どうすれば見つけられるでしょうか？

以下のような方法で自分の地域をもう一度見渡すことから始めてみましょう。

### < 地域をよく知ること >

#### 1. 地域の現状と展望をデータで確認する

それぞれの地域の現状を知ることから始めましょう！

地域を把握するには、下記の3つについて、小さな事から調べてください。

(下記は自治体などで関係する報告書や施策などを閲覧したり、ホームページなどで確認できます)

これら3つの特性を把握することで創業の際に反映させてください。

##### 地域特性

地域社会を構成する人々や経済・社会の状況について

人口動態、産業構造、就業構造、地域経済の動向、地域の物価、都市計画、高齢化率、市町村合併計画、都市の交通基盤 など

##### 自然・風土・歴史特性

地域の自然的情報や風土、歴史について

地理、気象、歴史の歩み、地域間交流、地域の慣習、イベントや祭事 など

##### ネットワーク特性

地域で有しているネットワーク、情報や各種データについて

市民活動調査、自治体・団体の情報活動、地域メディアの状況、地域サイト  
商店街情報、地域の情報センター など

#### 2. 創業する地域の声を聞く

地域の状況を知る上では、市民をはじめとした生の声を聞くことである。

時間や手間はかかるものの、結果として地域でのネットワーク作りにもつながるので、是非実践していただきたいと思います。

**市民の生の声を直接聞く**ことです。

また市民と密接に活動している市民団体の声を聞いたり、地域の活動に参加するなどして、市民の声を通じた地域の現状や課題を確認することです。

地域の情報センター、保育所、高齢者施設、生協など、創業する際に該当する分野で関係する場所の視察とヒヤリングを行います。

商店街連合会、商工会議所、青年会議所、自治体などに相談します。  
地域の強み、弱みを良く知っている場所に行き、直接ヒヤリングを行います。

この様に地域の声を反映させることがコミュニティビジネスの成功には重要なのです。

### < 地域特性を踏まえた3つの分類 >

コミュニティビジネスの実施に関しては、やはり地域の特性、環境などにより、実施する内容が異なってきます。

例えば人口の多い都市圏と過疎地であれば、同じ店舗を運営する場合でも経営スタイルや内容は異なってくるでしょう。

一方で都市圏では商品や情報があふれているが、田舎では必要な商品や情報が十分に届いていない場合もあります。

このように地域性によって必要なもの、あまり必要とはされないものが違ってきます。

コミュニティビジネスの実施の上でも地域を理解し、その地域に合った事業の実施を計画する必要があるでしょう。

ここでは、地域を分析するために、わかりやすく都心、中心市街地、郊外を3つのプロトタイプとして挙げてみました。自分の地域をよく知るための参考にしてください。

## 都心

ここでいう「都心」とは、都内23区や大型都市圏をさします。

都市では商品、サービス、情報があふれています。

その反面、コミュニティビジネスにあるような地域のまとまり、地域コミュニティが十分に形成されていないといえるでしょう。

もともとの住人と新規で移住してきた人が混在し、相互のコミュニケーションも十分ではなく、またその地域に想い入れをもっている人も少ない傾向があります。

一方で、都市ではコミュニティビジネスにある保育、介護、環境、安全対策など様々な課題を抱えた状態にあります。

地域コミュニティが十分に形成されていない反面、コミュニティの再生が最も求められている地域であるといえるでしょう。

### 【地域の主な強み】

- ・新しい情報の入手がしやすく、新しい商品、サービスを得やすい
- ・交通、流通の便が良い
- ・人が多い
- ・商品、サービスに高い価値をつけやすい など

### 【地域の主な弱み】

- ・地域コミュニティが未熟
- ・物価が高い（事務所、店舗、商品など）
- ・ライバル事業者が多い など

人口が多くコミュニティが十分でない中で、保育所、介護施設のような安心できる施設へのニーズが高いといえます。また環境対策や災害支援も地域での対策が求められています。都市圏の課題を発見し、またプラス要素を活用し、コミュニティに根付いた事業の実施には多くの期待とニーズが見込まれています。

## 中心市街地

地域開発の進行と人口の増加の反面、住宅街の住人の高齢化やコミュニティの再生が求められてきています。国の施策でも中心市街地活性化に関する支援策に力をいれています。

中心市街の多くは住宅の生活圏としての位置付けが多く、企業や産業を持たない地域が数多く存在しています。

つまり企業による税収が少なく、一方で住民の高齢化による税金の出費が増えているという状況にあります。

住宅圏である一方では都市に近く、買い物などは都市圏や近隣の大型店舗で行い、商店や町に活気も無くなってきています。

コミュニティビジネスの活性化の点では、最も期待されている地域であるといえるでしょう。

### 【地域の主な強み】

- ・都市圏に近い
- ・住人が多い
- ・子育て層、高齢者層が多い
- ・情報は早い方である
- ・所得は比較的高い など

### 【地域の主な弱み】

- ・出勤、帰宅の間の人口が少ない
- ・新興住宅街などでは地域コミュニティが弱い
- ・地域で買い物、出費をする傾向が低い など

中心市街地では「コミュニティの再生」や「商店街の活性化」が深刻となっています。

そこでまずは市民の意識向上を進め、市民活動やイベントを実施してコミュニティの再生を進め、地域への関心を高めるなどが求められます。

ビジネスとしては次のステップとして検討するほうがリスクは少なく創業できるでしょ

う。

一方で子育て世代と高齢者世代の多い中心市街地では、保育、青少年育成、介護、高齢者就業支援などのサービスなどのニーズはあるでしょう。

## **郊外**

都市圏、中心市街地を除く「郊外」に該当する地域は地域的には最も多く存在しています。

特に過疎地域になると高齢化、少子化、商店街の衰退、地域産業の停滞など課題は多く存在しています。

一方で地域でのコミュニケーション、地域コミュニティは都市圏に比べても残っており、顔の見える社会が形成されているといえるでしょう。

では郊外、過疎地域ではどのようなコミュニティビジネスが期待されるのでしょうか。

### **【地域の主な強み】**

- ・地域コミュニティが存在している
- ・自然や地域資源、土地などが残っている
- ・市場が未開拓であり、新しい市場の開拓に期待できる
- ・地域への呼びかけがしやすい
- ・競合が少ない など

### **【地域の主な弱み】**

- ・交通や流通の便が悪い
- ・人口が少ない
- ・情報化が進んでいない
- ・新しい取り組みには消極的
- ・所得層はあまり高くない など

コミュニティビジネスの段階として、コミュニティの再生 地域課題の検討 事業の視点で課題解決を進める、というフローがありますが、この中で、第一段階の コミュニティが既に形成されている点で郊外、過疎地は優位といえます。

一方でそのコミュニティとどのように接点をもち、地域全体で取り組んでいく流れを作るかが大切となるでしょう。

そこでリーダーシップや協力を得るための事業計画書などのツールが必要です。

郊外、過疎地域では地域の協力を得られれば大きな動きは出てきます。

その動きと事業的な視点を組み合わせ、方向性を定めていきます。

この地域では、高齢者支援のような地域に目を向けた事業と、地域資源活用、観光、特産物などの外部から人を呼び、または外部の人へ販売していく事業が成立しやすいでしょう。

## コミュニティビジネスの活動分野

地域の課題が見えてきたら、活動分野のイメージが湧いてくると思います。  
コミュニティビジネスの活動分野は非常に多岐に渡り、多様なものが存在しています。  
以下に挙げた各分野は、コミュニティビジネスの**主な活動分野、事例**です。  
創業のイメージ作りの参考にしてください。

### 保健・医療・福祉

コミュニティビジネスの中で最もニーズが多く、また地域課題としてあげられているのがこの分野です。NPO法人の活動分野でも多くの団体がこの分野で活動をおこなっています。

機械的な介護、支援マニュアルよりも、地域社会の中で温かい介護、安心できる生活環境づくりを考えたときには、まさにコミュニティビジネスによる地域の福祉がその役割を担っています。

また介護保険の適用など、事業として支援しやすい助成・補助も数多く存在し、地域で多くのコミュニティビジネス団体が活躍をはじめています。

#### 【主な活動内容】

- ・高齢者福祉(介護サービス、グループホーム)
- ・障害者福祉(障害者介護、障害者の就業支援)
- ・保育(民間保育施設の運営、家庭内保育、ベビーシッター、リトミック教育)
- ・健康支援(健康食品の販売、シックハウス対策) など

#### 【創業時のポイント】

- ・補助・助成金関係の調査と活用
- ・介護、保育など、有資格者とのネットワーク作り
- ・サービス事業が多く、施設完備またはサービスの内容・ソフト面が重要
- ・介護、ケアについては企業の技術・商品の活用により質の高いサービス提供が可能
- ・地域ぐるみの協力体制が求められる など

### まちづくり

商店街の活性化、空き店舗をはじめとした遊休施設の利活用などがこの分野に入ってきます。

このまちづくりの活動は、専門性、専門技術よりもどれだけ地域と密着し、その地域に想い入れを持っているかが大切となってくるでしょう。

つまり地域をよく知り、地域住民と密着し、また地域の課題やニーズを把握し、より良い地域作りを進めなければなりません。

自分の生活圏(主に住宅がある地域)を中心に身近な場所、よく知る地域で活動を開

始することがより現実的といえます。

また多くの場合、リーダーシップが求められるのもこの分野で成功するポイントといえます。

#### 【主な活動内容】

- ・商店街活性化(活性化イベント、地域通貨)
- ・遊休施設の利活用(空き店舗の活用、廃校や廃施設の再生) など

#### 【創業時のポイント】

- ・地域と密着したネットワークを持つ  
(地域住人、自治会、町内会、商店会、商工会、青年会議所、自治体、企業など)
- ・地域資源、ニーズの把握が最低限必要
- ・リーダーシップを持ったコミュニティ作り、活性化を進める
- ・短期・中長期の地域展望、事業計画の策定をする
- ・地域開発のコンサルタント、専門家との連携による質の高いまちづくり など

## 教育

学校教育、または塾や野外活動など学校外での青少年教育全般を示しています。

近年では学校教育の質、カリキュラムの陳腐化、教師とのコミュニケーションをはじめ、学校教育の課題が浮き彫りになってきています。

青少年教育は「家庭・学校・地域社会」の3つで構成されており、まさにコミュニティの中で対応していくべき地域課題です。

一方で「社会性」は強い分野であるが「事業性」の面で事業収入を安定確保することが難しい分野でもあります。

いかにして地域ニーズを把握し、また費用の取れる支援をするために企業との連携、サービスの質の向上、地域での信頼性の向上を実施できるかがポイントとなってきます。

構造改革特区の中ではNPO法人や会社による学校経営など、法改正に伴う青少年教育分野の事業性向上が進められています。

#### 【主な活動内容】

- ・青少年教育サポート(野外活動支援、フリースクール、LD(学習障害)児教育、カウンセリング)
- ・民間教育(民間教育塾の運営、地域の人材による専門家派遣)
- ・学校経営(廃校の利活用) など

#### 【創業時のポイント】

- ・地域の青少年環境の状況把握
- ・新しい法律(受験・入試・関連法律など)を把握し、新しいニーズに敏感に対応する

- ・事業面の強化のための企業、自治体、地域との協力体制作り
- ・教育関連機関（教育委員会、PTA、学校など）とのネットワーク作り
- ・サービス、地域の信頼の向上 など

## **学術・文化・芸術・スポーツ**

コミュニティビジネスにある地域での生き甲斐、楽しみ作りの中では、この分野は大きな成果をあげているといえます。

特に趣味の世界であれば「お互い好きな趣味を持つもの同士」でのコミュニティが形成されやすいのです。

さらに地域の文化レベル、芸術レベルまたはスポーツによる健康なまちづくりもできます。

この分野はすでに地域で多くの市民活動団体、サークルが実施している分野であり、単独で「事業」として大きな収益をあげるケースは少ないため、他の事業分野との兼ね合いによる実施など、工夫が必要となります。一方でコミュニティが形成しやすいこの分野を通じて、他の事業活動とリンクさせられれば相乗効果となる場合もあるでしょう。（例／工作クラブ＋環境保護活動＋リサイクル事業＋環境教育＋自然体験ツアー実施）

### **【主な活動内容】**

- ・文化的事業(趣味教養の勉強会実施、ペットサークル、各種イベント実施)
- ・芸術(地域コンサート・イベント、音楽療法)
- ・スポーツ(地域スポーツクラブ) など

### **【創業時のポイント】**

- ・この分野は一般的に会員制度で活動資金を捻出している
- ・他の事業的活動との連携による実施が必要（仕組み作り）
- ・活動を広めるための告知、会員集めが必要となる
- ・定例での実施、会報、懇親会などのフォローも場合によって必要 など

## **環境**

環境分野は多岐に渡る活動が考えられる一方で、事業的には成立しやすい分野でもあるといえるでしょう。

その反面、事業的に成立するためにはかなりの専門性、技術、知識が必要にもなり、いかにその専門性を有することができるかがポイントとなります。

また機器の導入、施設の導入など初期投資に予算がかかる事業が多くあり、いかにして初期コスト、ランニングコストを軽減するのかを検討しなければなりません。

さらに単なる事業主体にならないように地域住民との接点、ネットワーク、地域サー

ピスなどにも目を向けながら活動を実施する必要があります。

環境問題に対する環境改善、環境保護だけではなく、環境問題が発生しないための事前の環境保全活動、地域環境の展望作りも求められるのです。

### 【主な活動内容】

- ・環境リサイクル(空き缶・ペトリサイクル、廃油再利用)
- ・農業(生ごみ堆肥リサイクル、太陽光発電、雨水リサイクル)
- ・環境教育(環境に関する啓蒙活動、施設見学) など

### 【創業時のポイント】

- ・収支の綿密な事業計画書作りが求められる
- ・初期コスト・ランニングコストの検討
- ・サービス、物販、仕組み作りのバランスが大切
- ・地域環境の把握、地域課題の認識と対策を考える
- ・専門家、専門技術者の確保が必要となる など

## 災害救援、地域安全活動

災害時、緊急時の対策は地域課題の一つです。

一方で社会性が強く、防犯、防災などの活動でどのように事業化を進めるかが鍵となってきます。

もともとNPO法人は阪神淡路大震災を契機に法案が進められたように、地域社会における災害・安全対策は社会的活動の中で重要な位置付けにあります。

また災害時だけではなく、近年増加している犯罪や事件に対応するための対策も地域ぐるみで実施する必要があります。

特に地域で問題が無い場合でも、緊急時の対応として早急に対応するべきものです。

主な活動としては次の様なものがあります。

### 【主な活動内容】

- ・安全対策(防犯対策、独り暮らし高齢者の緊急時対策、パソコンのセキュリティ保護)
- ・災害支援(地域の緊急時情報ネットワーク作り、緊急避難場所マップ作り)
- ・その他防犯・防災(鳥・ネコなどのゴミ、農作物への動物対策) など

### 【創業時のポイント】

- ・地域の地理感、土地感が求められる
- ・防犯機材、システムとの連動(企業との連携)
- ・顔の見える安全なコミュニティ作り
- ・地域で相互に支えあうネットワーク作り
- ・有料で実施できるサービスのニーズを検討する など

## **地域資源活用**

人口の少ない郊外地域においては、いかにして地域の資源を活用して外部へ販売していくか、または地域資源を活用できるかが一つのコミュニティビジネスとして成立するのです。

都心のように地域資源の乏しい場所に比べ、素材、資源、自然がある地域においては活用できる資源は豊富であるといえます。

また自然商品、天然素材などに注目も集まるようになり、工夫によって地域資源を活用した新商品の開発も可能でしょう。

地域資源には素材や自然以外にも文化遺産などコミュニティ活性化できる全ての資源が地域の有効資産なのです。

### **【主な活動内容】**

- ・ 地域資源活用(河川浄化・緑化、ケナフ(非木材の製紙原料)、深層水、自然体験)
- ・ 特産品の販売(地域特産品の開発と販売、新商品の勝発) など

### **【創業時のポイント】**

- ・ 地域資源の再認識をする
- ・ 地域全体での盛り上がりを作る
- ・ 地域ネットワークによる協力体制(自治体、商店街、NPOなど)の構築
- ・ 商品開発のための技術力、開発力の確保(企業など)
- ・ 販売戦略の検討と実施、つまり売るための仕組み作りをつくる など

## **職業能力の開発、就業支援**

景気低迷の中で失業率低下、就職難などの問題が発生しています。

このような中、地域の中で雇用を生み出す対策、または雇用しやすい環境づくりなどを作ることも大きな課題です。

労働を求める層が多様化し、シニア層だけではなく、主婦、若年層や学生までもが仕事探しをしており、またパソコン技能や専門地域・専門技術などが求められるケースが増えています。

そこで地域の中で就業の支援や技術の習得を行うための支援などが求められています。

### **【主な活動内容】**

- ・ 就業支援(地域人材の有効活用、人材紹介、人材派遣)
- ・ 人材育成(パソコン教室、資格取得、専門技術修得)

- ・その他関連支援（勉強会、講習会、イベント） など

### 【創業時のポイント】

- ・地域人材の把握とコーディネート能力が求められる
- ・有能な専門家（講師・指導者）の確保
- ・地域ネットワークによる支援体制の確立
- ・職業訓練校、自治体、教育機関、商工会議所などとの連携をして効率化を進める
- ・教育訓練、相談窓口、会場施設の確保が必要 など

## 観光、交流

地域の特性を生かしたコミュニティビジネスとして観光や交流事業もあります。

特に自然派、スローライフなど、かつては観光になり得なかった地域で観光事業が成立したり、農業体験、ボランティアを体験し、手伝いをしてもらいながら費用を取れるケースもあります。

地域資源の活用と同様に地域の魅力を打ち出し、またアイデア一つで観光事業の実施をすることもコミュニティビジネスです。

さらに地域交流や国際交流などを通じて地域のネットワークを強化することが活動として成立するケースもあります。

### 【主な活動内容】

- ・観光(グリーンツーリズム、ボランティア体験、トレッキングほか観光資源活用)
- ・交流(交流イベント、国際交流・外国語講座) など

### 【創業時のポイント】

- ・地域観光資源の再確認とアイデアによる利活用
- ・地域で観光客の受け入れ態勢、ネットワークを作る
- ・観光地としての物販、施設整備などの強化
- ・新しい観光のためのソフト作り（例／そば作り体験ツアー、乗馬ツアーなど）
- ・地域交流のための顔の見えるコミュニティ作り
- ・地域の広告宣伝、PR戦略（マスコミ、企業などと連携） など

## 支援、サポート

コミュニティビジネス実施に関する各種サポート事業です。

地域で事業を実施していく上では、様々なサポート体制があると、より創業しやすい基盤が出来上がります。

またサポート事業には、より地域を把握しており、または専門的な知識や技能が必要となり専門職としての位置付けとなります。

今後地域でコミュニティビジネスが活性化するためには、より多様なサポート体制が生まれることも大切な要素です。

サポートには知恵やサービスの提供から施設、場所や物の提供など幅広いサポートが存在しています。

#### **【主な活動内容】**

- ・ 地域サポート(専門家相談、インキュベーションオフィス運営)
- ・ 地域金融(ファンド、地域資金運用、寄付・募金)
- ・ 情報(地域ポータルサイト運営、システム開発、ネットオークション) など

#### **【創業時のポイント】**

- ・ 専門性とそれに該当する専門家の確保
- ・ 地域ニーズの把握、情報収集
- ・ 地域をよく知り、地域に必要なコミュニティビジネスを育成すること
- ・ 地域における信頼作り など

## 活動分野別の代表的な規制一覧

### ・高齢者生活支援活動

#### 【訪問介護、デイサービス、グループホーム等】

##### 1. 事業開始

「老人居宅生活支援事業開始届（老人福祉法第 14 条）」または「老人デイサービスサービスセンター等設置届（老人福祉法第 15 条）」の提出が必要。

(イ) 「老人居宅生活支援事業開始届」が必要

- ・訪問介護
- ・痴呆対応型共同生活介護（グループホーム）

(ロ) 「老人デイサービスサービスセンター等設置届」が必要

- ・通所介護（デイサービス）
- ・短期入所生活介護
- ・老人介護支援センター（老人デイサービスセンター）

提出先

- ・都道府県、政令指定都市又は中核市

##### 2. 介護保険事業者の指定（介護保険法第 70 条）

介護保険の適用を受けるためには、「指定居宅サービス事業者の指定」の申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県（政令指定都市又は中核市にある場合は市）に提出する必要があります。

指定は、居宅サービスの種類及び事業所ごとに必要です。

##### 3. 指定の要件

法人格（株式会社、有限会社、NPO法人など）

基準を満たしていること

- ・人員基準（管理者、基準により各サービスごとに定められた資格者の配置）
- ・設備基準（事業の運営を行うために必要な広さを有する専用区画、サービスの内容により、食堂・機能訓練室、相談室、事務室など個別に定められた施設、サービス提供に必要な設備及び備品）
- ・運営基準（内容・手続の説明及び同意、介護の取扱方針、介護計画、運営規定、勤務体制の確保、定員の遵守、記録の整備 等）

厚生労働省令「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を確認してください。

##### 4. 資格者の確保

「看護師」、「准看護師」、「保健師」、「介護福祉士」、「理学療法士」、「作業療法士」などの資格者の確保が必要になりますが、「看護師」、「准看護師」、「保健師」については「看護協会」が、「介護福祉士」、「理学療法士」、「作業療法士」についてはそれぞれの「士会」が各都道府県にありますので、照会してみるのも良いでしょう。

##### 5. 問い合わせ

詳しくは、厚生労働省（老人保険局）、地方厚生局、都道府県の介護保険主管部局に

問い合わせして下さい（指定基準については厚生労働省のホームページにもあります）。

### 【ケア・マネージメント】

#### 1．事業開始

届出等は不要です。

#### 2．介護保険事業者の指定（介護保険法第 79 条）

介護保険の適用を受けるためには、「指定居宅介護支援事業者の指定」の申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県（政令指定都市又は中核市にある場合は市）に提出する必要があります。

指定は事業所ごとに必要です。

#### 3．指定の要件

法人格（株式会社、有限会社、NPO法人など）

基準を満たしていること

・人員基準（管理者、介護支援専門員）

・運営基準（内容・手続の説明及び同意、介護支援の取扱方針、運営規定、勤務体制の確保、設備及び備品、苦情処理、事故発生時の対応 等）

厚生労働省令「指定居宅支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を確認してください。

#### 4．問い合わせ

・詳しくは、厚生労働省（老人保険局）、地方厚生局、都道府県の介護保険主管部局に問い合わせして下さい（指定基準については厚生労働省のホームページにもあります）。

### 【在宅配食サービス】

在宅配食サービスは介護保険外サービスである。しかし、市町村特別給付事業（介護保険法第 62 条）として条例により特別給付を行っている市町村もある。事業受託の条件等は実施市町村により異なるので、市町村に確認して下さい。

ここでは、厚生労働省老人保険福祉局長の通達「民間事業者による在宅配食サービスのガイドラインについて」に沿って、事業開始の要件を説明します。

#### 1．法令の遵守

在宅配食サービスの実施に当たっては、食品衛生法、栄養士法、健康増進法、調理師法等の公衆衛生に関する法令等を遵守すること。

#### 2．職員の配置

サービス従業者として、栄養士を配置する。調理師は配置することが望ましい。

調理及び、配食の責任者が配置されていること。

#### 3．設備、器具類の安全管理

常に衛生面に配慮された食事が提供できるよう、厨房設備等必要な設備・器具類を備えること。

#### 4．サービスの実施

変化に富んだ献立内容になるよう努めるとともに、エネルギー量や、栄養素に配慮する。

適正な表示の献立表を作成し、利用者等に事前に配布すること。

## ・障害者支援活動

### 【ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイ、グループホーム】

#### 1. 支援費制度

2003年4月から、障害者等の福祉サービスの利用については、これまでの措置制度から、利用者本位の考えに立つ、「支援費制度」に移行しました。

厚生労働省（障害保険福祉部）のホームページ等で制度の概要を確認して下さい。

#### 2. 事業開始届（身体障害者福祉法第26条、知的障害者福祉法第18条、児童福祉法第34条の3）

それぞれの法律に基づき、「居宅生活支援事業開始届」を都道府県（政令指定都市又は中核市にある場合は市）に届け出ることが必要です。これにより、社会福祉法に基づく届出は不要になります（社会福祉法第74条）。

#### 3. 居宅生活支援事業者の指定（身障法第17条の4、知障法第15条の5、児福法第21条の11）

居宅生活支援事業者は、根拠となる法律ごと、提供するサービスごとに、「事業者の指定」の申請書を、事業所の所在地を管轄する都道府県（政令指定都市又は中核市にある場合は市）に提出する必要があります（身障法第17条の17、知障法第15条の17、児福法第21条の17）。

例えば、ホームヘルプを身体障害者と障害児に対して行いたい場合は、「身体障害者福祉法に基づく指定居宅生活支援事業者」と、「児童福祉法に基づく指定居宅生活支援事業者」の2つの申請を行うこととなります。

#### 4. 指定の要件

法人格（株式会社、有限会社、NPO法人など）

基準を満たしていること

- ・人員基準（管理者、従業者数）
- ・設備基準（事業の運営を行うために必要な広さを有する専用区画、サービスの内容により、相談室、日常生活訓練室、社会適応訓練室、食堂、浴室など個別に定められた施設、サービス提供に必要な設備及び備品）
- ・運営基準（内容・手続の説明及び同意、取扱方針、計画、運営規定、勤務体制の確保、定員の遵守、非常災害対策等）

厚生労働省令（「身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準（知的障害者福祉法、児童福祉法にもそれぞれ同様の基準が定められています）」を確認して下さい。

介護保険の指定介護事業者が、支援費制度の指定介護事業者となる場合には、介護保険法上の指定を受けていることをもって、各法上の指定基準を満たしていると判断される場合と、それぞれの法令に基づく基準に合致することが求められる場合があります。

また、同じ事業所内で、身体障害者・知的障害者・障害児の介護事業を行う場合にも、

同様に提供するサービスにより違いがありますので注意して下さい。

なお、居宅生活支援事業者に関しては、法人格のない団体等も一定の基準を満たしていれば、市町村長の判断で、サービス提供事業者と認められる「基準該当居宅支援」がありますが、申請先である市町村に確認して下さい。

#### 5. 問い合わせ

厚生労働省（障害保健福祉部）、地方厚生局、都道府県の主管部局に問い合わせして下さい（支援費制度、指定基準については厚生労働省のホームページにもあります）。

### 【福祉タクシー】

専ら車いす利用者等に限定した許可を取得して運送を行う場合について記しています（従って、一般の許可事業者が通常のタクシー運行と併用して運送サービスを行うケースは除きます）。

#### 1. 事業許可

運輸局の一般乗用旅客自動車運送事業（患者等輸送限定）の許可が必要。

審査基準は各運輸局に問い合わせして下さい。

#### 2. 資格、スキル

常勤役員は、事業申請の受理後に行われる法令試験で合格する必要がある。

普通2種免許を持つ運転手がいることを要する。

ホームヘルパーの資格は無くてもできるが、取得した方が良い。

#### 3. 車両

ストレッチャーやリフトが付いた、寝台や車いすに対応できる車両でなければならない。

#### 4. 介護保険の適用を受けるためには別途申請が必要です。

#### 5. 損害賠償能力

保険金額が対人（1名につき）8,000万円以上、対物200万円以上の任意保険又は共済に全車両が加入していなければならない。

### . 子育て支援活動

### 【保育所（認可外保育施設）】

#### 1. 事業開始

事業開始届、設置基準等はありません。その意味では誰でも作れます。

#### 2. 指導監督

運営については、厚生労働省の定める「指導監督基準」があり適正な保育内容及び保育環境が確保されていない場合は、改善指導、改善勧告、公表、業務停止命令、施設閉鎖命令が発動されます。

詳しくは、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」を確認して下さい（インターネット等で比較的簡単に入手できます）

#### 報告徴収

原則として年1回以上、文書により回答期限を付して、施設の運営状況等の報告を求

められます。

#### 立入検査

乳幼児を1日当たり概ね10人以上入所させる施設については、年1回以上の立入検査が実施されます。

#### 指導監督基準（主なもの）

- ・保育に従事する者の数  
主たる保育時間である11時間・・・概ね児童福祉施設最低基準第33条第2項に定める人数以上であること。  
11時間を超える時間帯・・・常時2人以上の配置が必要です。
- ・保育に従事する者の資格  
概ね3分の1以上は、保育士又は看護師の資格を有するものであること。
- ・保育室の構造設備及び面積  
保育室のほか、調理室及び便所があること。  
保育室の面積は、概ね乳幼児1人当たり1.65㎡以上であること。  
建物の2階以上の部分に設置するときは、建築基準法第2条9号の2に規定する耐火建築物であること。
- ・給食  
調理室、調理、配膳、食器等の衛生管理を適切に行うこと。

### 【学童保育（放課後児童健全育成事業）】

- 1．事業開始届（児童福祉法第34条の7、社会福祉法第69条）  
事業開始後1月以内に社会福祉法により事業開始を都道府県（政令指定都市又は中核市にある場合は市）に届け出ることが必要です。
- 2．実施基準  
児童福祉法第49条で、「児童福祉施設に必要な事項は、命令で定める」ことになっていますが、実際には、国の明確な基準はありません。  
「放課後児童健全育成事業の実施について」という名称の厚生省児童家庭局長通知と同局育成環境課長通知がありますが、この中で厚生労働省の考え方が示されています（「実施要綱」、「留意事項」）。  
主な事項は以下のとおりです。
  - ・放課後児童指導員の設置（児童の遊びを指導する者の資格を有する者が望ましい。）
  - ・開設日数は、年間281日以上（ただし、当分は200日以上でも良い）
  - ・実施時間は、1日平均3時間以上  
市町村が独自に基準を作っているのが現状であり、内容も市町村により大きく異なりますので、詳細は、施設を開設する市町村に問い合わせ下さい（なお、東京都には、「東京都学童保育事業運営要綱」があります）。

## ・まちづくり

### 【イベント開催】

道路において、催し物をする事道路に露店、屋台店その他これらに類する店を出そうとする行為

1. 消防署への提出書類  
催物の開催届出書  
催物開催期間中における会場管理計画について  
平面図（イベントの開催状況を明示したもの）
2. 保健所への提出書類  
行事開催届  
行事における臨時出展届（出店する生産者・販売者ごとに提出）  
取扱い食品一覧表  
平面図（イベントの開催状況を明示したもの）

### 【飲食店等営業】

1. 許可が必要な業種
  - ・調理業（飲食店営業、喫茶店営業）
  - ・製造業（菓子製造業、豆腐製造業、めん類製造業、そうざい製造業 等）
  - ・販売業（乳類販売業、食肉販売業、魚介類販売業）
  - ・処理業（乳処理業、食肉処理業、食品の冷凍又は冷蔵業）
2. 基準
  - ・施設基準（建物の構造、食品取扱設備、給水及び汚物処理設備）
  - ・管理運営基準（施設の管理、食品取扱設備の管理保安、給水及び汚物処理、食品等の取扱い、従業者に係る衛生管理、管理運営要領、食品衛生責任者、営業者の衛生教育）
3. 問い合わせ
  - ・営業開始予定の前に、保健所に問い合わせして下さい。

## ・その他

1. 消防法による規制  
次のような施設（コミュニティ・ビジネスで想定されるもの）については、消防用設備の設置、消防機関の検査、消防用設備の点検等の手続が必要となることがあります。詳しくは地元消防署に問い合わせして下さい。
  - ・劇場、映画館、演芸場又は観覧場
  - ・待合、料理店その他これに類するもの
  - ・飲食店
  - ・旅館、ホテル又は宿泊所
  - ・寄宿舍、下宿または共同住宅
  - ・老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、児童福祉施設、身体障害者

- 厚生援護施設、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設  
・ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校

## 2 . 建築基準法の防火関連基準

都市計画で指定された防火地域または準防火地域内で建築物を造る場合は、建築基準法によりその構造について、一定の制限があります。

- ・ 防火地域内の建築物については、耐火建築物または準耐火建築物とすること、耐火・準耐火建築物とする必要がない小規模な附属建築物においても、延焼の恐れのある部分に防火戸などの防火設備を設けること等の制限があります（建築基準法第 61 条、64 条）。
- ・ 準防火地域内の建築物については、一定規模以上の建築物は、耐火建築物または準耐火建築物とすること 木造の建築物は、延焼の恐れのある部分を防火構造とすること等の制限があります（同第 62 条）。

新たに施設を構築する場合は、市区町村の都市計画課に問い合わせてください。

## 創業者の心構え

コミュニティビジネスを実施する上では様々な業務が発生してきます。

特に地域に根を下ろした事業活動という点では、会社経営ともボランティア団体の運営とも異なった要素が求められてきます。

そこでコミュニティビジネスの創業にあたり、次のような要素を念頭において心構えをしてください。

この要素すべてを、創業者自身が有している必要はありません。

仲間やパートナーの中で補い合ったり、創業を進めながら身に付けていったり、この要素が揃っていないなくても創業はできますので、あまり難しく考えすぎないようにしましょう。

## やる気、使命感

まずコミュニティビジネスを実施する上でもっとも重要な要素です。

活動の主体者が事業内容に関心を抱き、やる気、情熱を持つことではじめて周りの人もまたは活動の仲間も充足感を得ることが出来るのです。

コミュニティビジネスに期待されていることの大きな要素として、「楽しく生きがいを感じてそれが生活の糧にもなる」という側面があります。

事業を成功させることは容易ではありませんが、事業を成功させ、または継続させるためにも前提として楽しさ、喜び、生きがいなどを感じながらやる気を持つことにあります。

創業にあたっては、事業として成立する、しないという面を再確認することも必要ですが、一方で自分自身が喜びを感じ、またはやりたいと思える事業か否かを再度確認することも大切なのです。

そのためにも使命感を持って活動を開始することが大きいのです。

## 行 動 力

どんなにしっかりした計画、事業への思い入れがあっても、まずは動き出すことが全てのスタートとなるのです。

コミュニティの人々を動かす、また事業として成功させるためには、その中心となる人物が行動で示さなければなりません。

コミュニティビジネスには参考となる事例や仕組みが存在するが、それら全てがあらゆる地域で成功するとは限りません。

それよりも創業する地域でどのようなコミュニティビジネスが求められ、またそれを実施していくのかは、行動して初めて見えてくるものなのです。

まず地域で顔の見えるコミュニティ作りを進めるなど、現在出来るところから行動をはじめ、段階的に事業の芽を探し、育てていくことです。

## コミュニケーションと情報収集

通勤による会社勤めなど、地域活動に参加することの少ない方にとっては、地域社会と連携を取っていくことは容易ではありません。

一方でコミュニティの形成が重要となる活動において、いかにして地域と連携を取っていくのかは活動を大きく左右することになります。

コミュニケーションについては、地域における人と人との顔の見える関係作りからはじめる必要があります。

まずは個人から家族、隣近所など小さなコミュニティから始まり、または地域活動、サークル活動などに参加することで地域活動への参加を進めることからはじめることです。

また地域活動における情報収集については、コミュニケーションの中で得ることも多く、または自治体や公民館、図書館などから地域情報を入手することも可能です。

地域社会で活動を開始する上では、まず地域をよく知ることが大切となります。

そのためには地域活動への参加など前向きな行動を通じ、地域とのコミュニケーション、とそれに伴う情報収集や情報の発信が活動の中で求められてきます。

## 活動に必要な知識、ノウハウを学ぶ

活動を行っていく上では特長を打ち出す必要があります。例え小規模の活動であっても、単なる素人の集まりではなく、活動分野における知識や専門性を有する必要があります。

高齢者福祉、環境リサイクル、保育所開設など、どれをとっても専門の知識から活動ノウハウが必要です。

さらに権利、資格、免許など、活動上に不可欠なことも含め、専門家や経験者と連携をしたり、または創業時まで最低限必要なことは地域として学んでおきましょう。

その地域にとって必要な活動ノウハウを独自に検討していくこともコミュニティビジネスならでは可能なことなのです。

## 多様な関係と仲間作り

地域コミュニティを形成する中では、多様な関係が求められることがあります。

例えば主婦同士でのコミュニケーションだけで生活してきたのが、コミュニティビジネスを実施することにより、学生、会社員、行政窓口担当者、商店主など、多様な人々との接点が求められてきます。

その中でいかに多くの人とコミュニケーションを取り、より良い関係を作っていくかが活動のポイントとなってくるのです。

さらにコミュニティビジネスは中心となる活動だけではなく、地域に求められることで活動を広げていくこともあります。

保育所の運営とその専門知識だけで十分だったのが、地域から保育士の派遣を頼まれた

り、家庭内トラブルの相談など、幅広い対応が必要になることもあります。

様々なことに関心を抱き、多くの仲間を作っていることが活動により広がりをもたせることになるでしょう。

多くの人と仲良くコミュニティを形成することがコミュニティビジネスで成功するコツでもあるのです。

## 企画力 書類作成能力

無計画に活動を開始したり、ニーズに左右されるのではなく、活動の基盤となる企画書の作成は事業を実施する上では不可欠であり、団体の活動を外部にアピールする上でも最初の企画はしっかりと立てておくことです。

また事務的な処理能力はもちろん、コミュニティビジネスの実施においては特殊な書類作成が発生することも多くあります。例えば活動に関連する行政への申請書類、補助・助成金の申請書、会社やNPO設立に関する登記書類などがそれです。

内部で対応したり、または専門家に依頼するなど、これら企画力、事務処理に関する対応も必要となってくるでしょう。

本誌には事業計画書フォーマットをつけていますので、書き込みながら学んでください。

## オリジナリティ

経営上の独自性を持つことは、他との差別化の上でも必要となります。特にコミュニティビジネスの実施の上では地域の特性を生かすことで事業が成立するという背景があります。

そこでその地域の特性を生かしつつも団体のオリジナリティをいかに組み込んでいくかということです。

オリジナリティを出すためには色々な方法があります。

主なサービスの対象を区切る・・・高齢者向け、女性向けなど

地域や対象区域を限定する・・・市民向けなど

扱う商品を限定する・・・地域の特産品、当店のみでの販売商品など

新しい仕組みを作る・・・学生と連動した地域リサイクル活動、地域の主婦による保育サービスなど

このように、いかにして特長を打ち出すのかを創業時には検討するべきことです。

はじめは事例などを参考にした真似ごとからはじめるのも一つでしょう。

## 経営の手法

事業を実施する上では、人の採用（雇用）、管理、育成、指導などの管理能力が問われ

ることになります。また事業を成功させるには、資金繰り、事業計画、市場調査といった経営をより成功させるための能力が必要となってくるでしょう。

事業は一人で成功することは出来ず、いかにして事業を経営的な視点から効率的に実施し、仲間や外部ネットワークとどのように経営をシェアしていくかを検討することが求められます。

一方、経営については経験のない場合でも、周りの支援の元で経験を積んでいく、という視点も必要です。

## 段取り 計画性

創業する際には、「いつ、誰が、どこで、何を、どのようにして」という計画に基づいて事業計画を立てることも必要です。

コミュニティビジネスの実施においては、多くの人との協力関係、ネットワークを活用することが重要で、その際にも、しっかりとした計画と段取りを立て、協力者が協力しやすい環境作り、段取りを立てることで、事業の立ち上げから実施後にも効率的な経営が可能となります。

特に計画に関しては、思いつきで実施するのではなく、1週間、1ヵ月、半年、1年、3年・・・といった短期から中長期の業務計画を立てられることが理想です。

これも事業計画書の作成の中でしっかりとプランを立ててみてください。

## 柔軟性 場面に合わせた適応力

多くの協力者、異分野の人々（自治体、企業、NPO、商店主など）との交流において、その場面場面に合わせた柔軟な対応も必要となってきます。特に地域活動においては社会貢献の色合いと事業の色合いのバランス、または自分のため、他人のための色合いなど、さまざまな場面で求められる対応が異なってくるでしょう。

二面性を持ったり、八方美人になるのではなく、創業するコミュニティビジネスを成功に導く上で必要な適応性は備えておく必要があります。

適応力を持つことにより、異分野の協力者を募り、または事業をより広げていくことにつながるでしょう。

以上、コミュニティビジネス創業者に求められる要素を11の項目に分類しました。

これらの要素は全て必要というわけではないが、今後創業し、コミュニティビジネスを実践していく中で、自分自身の確認の際に、また活動の方向性を修正する上で活用していただきたいと思います。

創業には、上記を参考にしながら、常に自分自身を冷静に見つめることが大切です。

## コミュニティビジネスに必要なネットワーク

創業するにあたり、コミュニティビジネスに必要なネットワークを分類しました。

コミュニティビジネスを展開するにあたって、周囲とネットワークを構築することは、自らの足りない部分を補ってくれたり、業務の外部化を可能にするなど、大いに役立つものです。創業の際には、必要なネットワークを整理しておくことが大切です。

(中間支援組織については、リストを掲載)

### 専門家・有識者

専門家とは有資格者、経験者等をさすが、活動をより活性化したり、レベルアップを図る上では専門家との連携は不可欠となります。

例えば介護では介護福祉士、ケアマネージャー、保育では保育士、レストランでは調理士、栄養士など、個々の活動の中で専門性が必要となってきます。

また事務運営の中でも団体登記の際には司法書士、行政書士、雇用にあたっては社会保険労務士、決算、経理処理の際には税理士などの専門家が必要となることもあります。

外部の専門家事務所に依頼したり、または各自治体に相談する方法もあります。

自治体の無料相談を活用したり、民間の各種勉強会などに参加をし、内部構成員が勉強して対応することも一つでしょう。

いずれにせよ、創業の際には活動に必要な各種専門家との友好関係を築いておく必要があります。

まずは有資格者や専門家の知り合いに協力を頼んだり、自治体、商工会議所(中小企業相談所)、青年会議所などにも相談してみてください。

自分自身の考え方や活動趣旨をよく理解してもらえる付き合いも必要です。

### 自治体

創業までには「地域のどこでどのような活動が開始する」ということをPRしておく必要があります。特に活動後においては、自治体との協力関係があるか否かは大きく団体を左右する要素も含まれています。

コミュニティビジネスの活動の多くは地域の公共サービスとしての役割も担っているケースがあります。

福祉、教育、環境、まちづくりなどの各種対策は、本来は自治体の役割でもあります。

コミュニティビジネスに期待されている要素の一つとして、市民によるより質の高い細やかな課題解決の実施という側面があります。つまり自治体では対応しきれない面をコミュニティビジネスが実施するという期待も含まれています。

また自治体の公共サービスとコミュニティビジネスが連携することでより地域に求められる活動が実施されます。

さらに最近では「行政との協働」といわれるように、自治体や県、国の委託、受託など

によるコミュニティビジネスと連携した活動も広がっていくと予想されています。

自治体との協力関係、信頼関係を構築しておくことが、より質の高い、ニーズにあった地域活動につながってくるでしょう。

## 企業

企業は営利を目的としており、特に商品、技術、サービスなどを提供することで経営を賄っており、その分野のプロフェッショナルでもあります。

一方でコミュニティビジネスという新興事業体では企業ほどの長年培ってきた商品、技術、サービスのノウハウを有してはおりません。

その反面、多くの企業では景気低迷の中、新しい需要や顧客を探しています。

コミュニティビジネスの活動における対象の多くは、企業では入り込めない、またはネットワークの無い世界でもあり、その点で相互の関係性を深めることが可能です。

例えば次のようなものが考えられます。

【企業】	【コミュニティビジネス】	【接点】
介護用品の開発	+ 地域でグループホームの実施	= より良い介護の住環境
自宅学習ソフト開発	+ フリースクールの運営	= 充実した境域環境の提供
環境リサイクルのノウハウ	+ 地域の環境支援	= 循環型社会への第一歩

つまり、コミュニティビジネスの活動においては、地域に根付いた顔の見えるコミュニティ作りの一方で、企業のもつノウハウを導入することで、より効率化、地域の活性化を推進することが可能となってくるでしょう。企業とネットワークを作るには

**地域ネットワークの中で（特に商工会議所など）必要な企業を探す（紹介してもらう）**

**交流会などに率先して参加し、活動をPRして企業協力を求める**

**インターネットや飛び込みで問合せをする など**

地域の中小企業、商工会議所などを通じたネットワーク作りを進めることにより、さらに質の高いコミュニティビジネスを目指すことができます。

企業側が求めるのは、お互いが「ビジネス」で成立することが一番のポイントです。

こちら側が企業にとってメリットがあることを伝えることが、企業と連携する上で必要なことです。

## NPO、市民活動団体

地域活動の中では、すでに活動を実施している他の団体、今後活動を開始する団体との友好関係は不可欠です。（大きなネットワークになります）

もともとNPOや市民活動団体はそれぞれの活動分野において地域活性化を推進することを目的としており、すでに地域コミュニティを形成し、地域活動での利点・欠点なども把握しています。

地域によってはNPOや市民活動が中心となり、または自治体が旗振り役となったネットワーク、協議会、連絡会議などが存在しているケースもあります。

地域をよく把握し、現場に近い目線で活動を実施する意味でも地域活動団体との交流を深めていくことが活動の活性化にもつながります。

地域のNPO、市民活動団体とネットワークを作るには主に次の様な方法があります。

### 地域の交流会、シンポジウム、市民活動フェアなどに参加する

### 地域の情報センター、ボランティアセンターなどで活動団体の情報を得て、個別に問い合わせる

### 自治体や情報センターなどで紹介してもらう

### インターネットなどで情報を入手し、個別に問い合わせる など

またボランティア的な活動にばかり影響を受けず、ビジネスの視点を共有しながら連携していくことも忘れてはなりません。

## その他

上記のほかに人材、ネットワークとして地域活動の中で有しておくことが望まれるものには次のものがあります。

**金融機関**・・・地域活動の上では地域に根付いた信用金庫、信用組合、地銀などつながりを持っておくことも必要です。創業後の金融機関との資金の貸し借りを考えると、信金や信組などの地域と密接な関係のある金融機関とのつながりを持っておくこともいざというときには頼りになるケースがあります。

**商店街**・・・商店街組合、商店街連合会など、または個々の店主との良いコミュニティ関係を作っておくことも活動の活性化には効果を及ぼします。多くの地域は商店街を中心に栄えおり、コミュニティビジネスのように、

地域活性化を進める上では商店街の空き店舗を活用した活動や商店街の呼びかけで活動がより活性化することもあります。

**教育機関**・・・学校や教員、大学教授などとのネットワークです。知的財産を有しており、教師や教授と接点を持つておくことはプラスになります。また学校施設を活用したり、学生と一体となった地域活動も可能となるでしょう。

**一般市民**・・・一般市民は活動上での協力者、構成員になりえますし、コミュニティビジネスを地域で認知してもらう上でも良い関係作り画も求められるでしょう。

**家族、仲間**・・・最後に頼りになるのはやはり家族や仲間です。壁にあたったときに励ましてもらったり、愚痴をこぼすことも時には必要です。家族や仲間と心から理解し合えることも大切なことです。

またコミュニティビジネスが発展するためには、地域におけるコーディネーターの存在も不可欠です。そのため地域に中間支援組織（インターメディアリー）が必要とされているのです。

地域コーディネーターとは、地域で人や団体の相互のアドバイス、支援、成功までの導きをする人です。

この地域でコーディネートできる人材を育成することも地域の重要な課題です。

この地域コーディネーターは、地域活動の中で最も信頼のある人物や、その紹介など、地域の中に入り込むことで人材をみい出していくことです。

## コミュニティビジネスの組織形態のメリット・デメリット

コミュニティビジネスの創業をする場合には、様々な運営の形態が考えられます。

では、どの事業形態がよりよいのでしょうか？

それは今後実施する活動の内容、形態などによって異なってきます。

創業する分野や内容、メンバー構成、予算などを加味して検討しなければなりません。

ここでは主に活動の形態として考えられるものを5つに分類しました。

### 個人事業(任意団体)

創業の際には、まず個人事業でスタートするのか、最初から法人を設立するのかを決定することです。個人事業（任意団体）とは、法的な設立手続きを行う必要はなく、始めやすく運営もしやすいです。まずは個人事業で、その後法人化を検討するというのも一つの方法といえるでしょう。

#### 【メリット】

- ・ 始めやすい、運営しやすい
- ・ 法人に比べると法的規制があまり無い
- ・ 創業の際に資本が不要 など

#### 【デメリット】

- ・ 社会的信用が低く、出資、会員を募るのが法人に比べると困難
- ・ 契約の際は個人保証、個人契約となる
- ・ 責任範囲は個人の無制限責任となる
- ・ 法人に限定する企業、行政との契約の際は制限される など

#### 【詳細について】

- ・ 開業資金は制限無し（費用ゼロでできる）
- ・ 屋号（団体名）をつけることは可能
- ・ 設立手続きは特に必要なし  
ただし「個人事業開始申請書」を税務署に申請するなどの手続きは発生する
- ・ 税金は事業所得に対して所得税が課税される。地方税もかかる
- ・ 融資は国民金融公庫など公的金融機関からは可能

リスクを最小限に抑え、段階的に信頼と実績をつけていきたいのであれば、個人事業からの創業を検討すべきでしょう。

## 個人事業（任意団体）の各種手続、届出、会計・税金関係

### 【設立手続】

必要なし

### 【届出】

- |                                  |          |
|----------------------------------|----------|
| ・ 個人事業の開廃業等届出書                   | 所轄税務署    |
| ・ 個人事業開始申告書                      | 都道府県税事務所 |
| ・ 所得税のたな卸資産の評価方法・減価償却資産償却方法の届出書  | 所轄税務署    |
| ・ 青色申告承認申請書                      | 所轄税務署    |
| ・ 給与支払事務所等の開設届出書（給与を支払う従業員が居る場合） | 所轄税務署    |

### 【届出先】

### 【主な税金関係】

- ・ 住民税・・・都道府県民税、市長村民税がかかる。所得割と均等割とがあります。
- ・ 事業税・・・290万円の事業主控除後の事業所得金額に応じて5.0%の比例税率が課税されます。

### 【責任範囲】

無制限に追求されます

\* 法人の設立する必要がない活動、事業規模の小さい活動であれば、個人事業のほうが気軽にスタートできるでしょう。手続き、事務処理の上では最も簡潔で手間はかかりません。

## NPO法人（特定非営利活動法人）

非営利という言葉の意味をボランティア、無償と誤解したとらえ方をされてますが、NPO法人は下記の要素を除けば営利企業と大きな差はありません。

活動分野が17分野に限定されている（下記参照）

収入から支出を差し引いた残金を配当として分配しない

不特定多数の利益のために活動し、特定の個人、団体の利益のために活動しない

政治、宗教、暴力団に関わる活動をおこなわない など

まずは「志」がNPO法人に必要です。

その意味でもコミュニティビジネスの活動に関してはNPO法人の活動主旨が最も近い側面があるといえるでしょう。

### **NPO法人の活動分野**

1.保健・医療・福祉の増進 2.社会教育の推進 3.まちづくりの推進 4.学術・文化芸術・スポーツの進行 5.環境の保全 6.災害時の救援 7.地域安全活動 8.人権・平和の推進 9.国際協力 10.男女共同参画社会形成の促進 11.子どもの健育成12.情報化社会の発展 13.科学技術の振興 14.経済活動の活性化 15.職業力の開発や雇用機会の拡充の支援 16.消費者の保護 17.上記の活動に関する連絡言・援助

### **【メリット】**

- ・創業の際に資本金が不要
- ・活動内容により減免申請などの優遇措置が受けられる
- ・会員募集、補助金・助成金の申請、寄付などの資金調達がやりやすい
- ・法人での契約が可能となる
- ・一定の交際費、役員報酬などは損金扱いで処理ができる
- ・職員の社会保障が完備できる など

### **【デメリット】**

- ・設立手続きがやや煩雑。また設立時に行政庁からのチェックを受ける
- ・申請から登記完了までに数ヶ月（4ヶ月程度）を要する
- ・毎年、総会の開催、事業報告書の提出などを実施する必要がある など

### **【詳細について】**

- ・事務所のある所轄庁（都道府県の窓口）で設立申請を行う  
複数の都道府県にまたいで事務所を有する場合は内閣府へ設立申請を行う  
（申請の際に「資本金」は不要。かかる費用は法務局で登記の際の印紙代数千円のみ）
- ・事業所得については会社と同率の法人税がかかる。地方税も会社と同様にかかる。
- ・設立申請時に10人以上の社員（設立に賛同した構成員）が必要
- ・理事3名以上と監事1名以上で登記
- ・融資の際は代表者などの個人補償になるケースが多い
- ・一部の自治体ではNPO法人向けの融資制度をはじめている など

NPO法人の多くは事業基盤が弱いケースが多くあります。

会社とは設立趣旨が異なるものの、事業的側面の強化が、経営基盤の強化NPO法人全体の課題でもあります。また「NPO」には広義の意味でのNPOありますが、広義のNPOとは任意団体、個人活動も含めた市民活動全般を示すことがあります。

ここでいう「NPO法人」は法人格を取得した団体を指しています。

## NPO法人（特定非営利活動法人）の各種手続、届出、会計・税金関係

### 【根拠法】

特定非営利活動促進法

### 【相談窓口】

内閣府国民生活局市民活動促進課  
各都道府県 NPO法人認証担当課

### 【設立手続】

下記の書類を準備して所轄庁へ設立の申請を行います。所轄庁とは事務所が一つの都道府県にある場合には都道府県の担当部局へ、複数の都道府県にある場合には内閣府に申請をします。下記の様式は所轄庁に問い合わせるか、ホームページなどで様式をダウンロードできます。

- ・ 申請書
- ・ 定款
- ・ 役員名簿と報酬を受ける役員名簿
- ・ 就任承諾書と宣誓書
- ・ 役員の住所または居所を証する書面
- ・ 社員のうち10人以上の者の名簿
- ・ 確認書
- ・ 設立趣旨書
- ・ 設立についての意思の決定を証する議事録
- ・ 設立の初年および翌年の事業計画書
- ・ 設立の初年および翌年の収支計画書

上記書類を所轄庁に申請後、修正を行い、4ヶ月以内の縦覧期間を経て認証または不認証となります。認証となれば法務局にて設立登記を行い、設立となります。

### 【届出】

- ・ 事業開始等申告書（登記簿謄本、定款のコピーなども）
- ・ 法人設立届出書（登記簿謄本、定款のコピーなども）
- ・ 所得税のたな卸資産の評価方法・減価償却資産償却方法の届出書
- ・ 青色申告承認申請書
- ・ 給与支払事務所等の開設届出書（給与を支払う従業員が居る場合）
- ・ 新規適用届など

### 【届出先】

所轄税務署  
市町村役場  
所轄税務署  
所轄税務署  
所轄税務署  
社会保険事務所

### 【主な税金関係】

- ・ 住民税・・・法人税額に対して5.0%の都道府県民税と12.3%の市長村民税が課税され

る法人と一律の均等割があります。ただし均等割が課税されない自治体もあります。

- ・ 事業税・・・法人税の課税所得に対して年 400 万円以下は 5.0%、400 万円超 800 万円以下は 7.3%、800 万円超は 9.6%の段階税率が適用。（会社と同様）

#### 【責任範囲】

出資の概念が無いため、構成員の責任規定はありません。借入などは代表者や理事が個人保証するのが通例です。

## 株式会社、有限会社

ビジネスの活動主体としては会社形態での実施がより有利になる面も多くあります。

個人事業やNPO法人に比べても社会的信用力は強く、また営利優先で活動できる点も事業の成功には利点となります。また 2003 年 2 月の最低資本金規制により株式会社 1000 万円以上、有限会社 300 万円以上の資本金を設立前でなく、成立から 5 年以内に用意すればよくなり、この制度の活用により、会社の設立が容易になっています。

#### 【メリット】

- ・ 社会的信用力が高い
- ・ 事業収益を分配できる
- ・ 金融機関、自治体からの融資、または出資などの資金調達が可能
- ・ 法人での契約が可能となる
- ・ 一定の交際費、役員報酬などは損金扱いで処理ができる
- ・ 職員の社会保障が完備できる など

#### 【デメリット】

- ・ 設立手続きがやや煩雑  
( 設立登記を専門家に依頼すると株式で約 40～50 万円、有限で 30～40 万円程度かかります。自分で申請する場合でも登録免許税、印紙代など含め、株式で 27～28 万円、有限で 16～17 万円かかります。 )
- ・ 会計処理が複式簿記による記載で複雑
- ・ 社員総会、取締役会などを開催し、また定款の作成などを行う
- ・ 設立費用、税金など、設立時、経営後にかかる経費、コストが高い など

#### 【詳細について】

- ・ 有限会社は取締役 1 名以上、株式会社は取締役 3 名以上（代表取締役 1 名以上）と監査役 1 名以上で設立
- ・ 資本金は現金以外の土地・建物、自動車、有価証券などでも対象となる
- ・ リース、融資の際には実質は代表者の個人補償になる

- ・会社にはこの他に合資会社、合名会社、保険業に限定した相互会社がある など

事業面では有利であります。個人・会社の利益を優先するイメージからコミュニティの中で活動する際にマイナスのイメージがつく場合もあります。

社会的信用力、開発力、営業力、経営手法など会社の持つノウハウが地域活動の活性化に貢献できるような関係性を築いていくことができれば、より質の高いコミュニティビジネスが可能となります。

## 株式会社、有限会社の各種手続、届出、会計・税金関係

### 【根拠法】

商法・有限会社法

### 【相談窓口】

各地の商工会議所・商工会相談窓口

各地の中小企業支援センター

### 【設立手続】

株式会社は資本金 1000 万円以上、有限会社は資本金 300 万円以上が通常です。

または最低資本金規制の適用により設立後 5 年以内に最低資本金以上を増資し、設立時に資本金を有さずに設立する方法もあります。

また設立の際には次の手順で手続きを進めます。

定款を作成して認証を受け、金融機関に出資金（株金）を払い込む。

社員総会（有限会社）または創立総会と取締役会（株式会社）を開催する。

設立登記申請書を作成して登記所に登記申請をする。

設立登記完了後に諸官庁に届出をする。

### 【届出】

- |                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| ・ 事業開始等申告書（登記簿謄本、定款のコピーなども）      | 所轄税務署   |
| ・ 法人設立届出書（登記簿謄本、定款のコピーなども）       | 市町村役場   |
| ・ 所得税のたな卸資産の評価方法・減価償却資産償却方法の届出書  | 所轄税務署   |
| ・ 青色申告承認申請書                      | 所轄税務署   |
| ・ 給与支払事務所等の開設届出書（給与を支払う従業員が居る場合） | 所轄税務署   |
| ・ 新規適用届など                        | 社会保険事務所 |

### 【届出先】

### 【主な税金関係】

- ・ 住民税・・・法人税額に対して 5.0%の都道府県民税と 12.3%の市長村民税が課税され

る法人と一律の均等割があります。

- ・事業税・・・法人税の課税所得に対して年 400 万円以下は 5.0%、400 万円超 800 万円以下は 7.3%、800 万円超は 9.6%の段階税率が適用。

#### 【責任範囲】

株式会社：株式の引き受け金額が限度

有限会社：出資額の範囲以内

ただし、実際は借入やリースなどは代表者の個人保証が通例となっており、実質的には無制限追求されます。

## 1 円で設立できる株式会社・有限会社

新事業創出促進法が一部改正され、商法、有限会社法上必要な資本金（株式会社は 1 千万円以上、有限会社は 3 百万円以上）を会社設立後に事業を行いながら、5 年以内に用意すればよい特例制度が始まりました。

#### 【相談窓口】

関東経済産業局 産業振興部 経営支援課

#### 特例の内容

新たに創業する者について、経済産業大臣から「創業者」であることの確認を受けることにより、株式会社は 1000 万円、有限会社は 300 万円という最低資本金規制について会社設立から 5 年間、適用が免除されます。併せて、払込取扱機関の払込保管証明を受ける義務を免除するとともに、債権者保護の観点から、開示義務、配当制限が課されません。

なお、本特例は 2008 年 3 月 31 日までの時限措置であり、会社の設立の日から 5 年間適用となります。

#### 対象者

本特例の対象者は、事業を営んでいない個人であって、2 ヶ月以内に新たに会社を設立してその会社を通じて事業を開始する具体的な計画を有する者（「創業者」と呼びます）です。したがって、特例の申請を行う時点で、個人事業などを営んでおり、その事業を営んだまま株式会社、有限会社を設立する場合や、法人が関連会社を設立する場合は適用されません。

事業を営んでいない個人の具体例としては、給与所得者、主婦、学生、失業者、年金生活者、代表権のない役員等です。

#### 特例を利用して会社を設立するための大きな流れ

- 1．本店所在地を管轄する法務局所属の公証役場において定款の認証を受けてください。
- 2．茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・

長野県・静岡県に本店所在地をおく場合、関東経済産業局に特例適用の申請を行い、創業者であることの確認を受けてください。

3. 本店所在地を管轄する法務局において、通常の登記申請書類に当局が交付する確認書を加えて、設立登記申請を行ってください。

#### 会社成立後の義務等

特例を受けて設立された株式会社や有限会社は、所轄の経済産業局に対し、会社設立後、商号、成立日など会社の基本情報の届出（届出事項に変更があった場合には変更届）を行うとともに、債権者保護の観点から、営業年度毎に財務諸表を提出する義務を負います。また、提出を受けた経済産業局では、それら書類を公衆縦覧に供します。

また、5年以内に最低資本金以上への増資を求めているため、会社財産を恣意的に流用させることのないよう、利益配当、自己株式の取得、会社分割、資本の減少などについても制限されます。

## 企業組合

企業組合は知名度が低いものの、ここ数年で設立件数も大幅に伸びており、コミュニティビジネスの活動の形態としては適したものの一つといえます。

組合員となる個人が自分達の出資により職場を作り出すという運営形態です。

また個人だけではなく、企業や任意団体などの参加も可能であり、大きな資金の導入により事業の実施も可能となります。

#### 【メリット】

- ・最低資本金規制（出資金）の規制は無く、小資金でも設立可能
- ・融資、出資などの資金調達が可能
- ・公的機関からの補助、助成が受けやすい
- ・登録免許税、印紙税などの非課税が認められるなど優遇措置もある
- ・一定の交際費、役員報酬などは損金扱いで処理ができる
- ・職員の社会保障が完備できるなど

#### 【デメリット】

- ・設立手続きがやや煩雑で行政庁のチェックを受ける
- ・会計処理が複式簿記による記載で複雑
- ・知名度が低い
- ・出資と経営、労働の一体化により組合員の調整と意思統一が大変 など

#### 【詳細について】

- ・税金、税率はほぼ会社と同等
- ・4名以上の発起人会を経て理事3名以上（個人組合員）と監事1名以上で登記

- ・出資額の多少に関わらず誰もが経営、人事などに発言が可能である
- ・リース、融資の際には実質は代表者の個人補償になる
- ・中小企業団体中央会が管轄している など

コミュニティの形成による共同事業の側面ではコミュニティビジネスの概念に近い形態です。一方で組合員の意識統一、協力関係などに労力を費やさないように、創業前から仲間の選定やルール作りを固めておくことが大切となります。

## 企業組合の各種手続、届出、会計・税金関係

### 【根拠法】

中小企業団体の組織に関する法律

### 【相談窓口】

各都道府県中小企業組合担当課

### 【設立手続】

設立にあたり最低資本金の規制はありません。

また企業組合の設立には次の手順にて設立を進めます。

4人以上の発起人で発起人を実施し、定款・事業計画書・収支予算所等を作成

創立総会の実施により役員を選出

定款・事業計画書・役員氏名・住所等を記載した設立認可申請を行政庁に提出し認可を受ける

出資払い請求（組合員による出資払い・現物出資も可）

所在地における登記所にて登記申請

### 【届出】

- ・事業開始等申告書（登記簿謄本、定款のコピーなども）
- ・法人設立届出書（登記簿謄本、定款のコピーなども）
- ・所得税のたな卸資産の評価方法・減価償却資産償却方法の届出書
- ・青色申告承認申請書
- ・給与支払事務所等の開設届出書（給与を支払う従業員が居る場合）
- ・新規適用届など

### 【届出先】

所轄税務署  
市町村役場  
所轄税務署  
所轄税務署  
所轄税務署  
社会保険事務所

### 【主な税金関係】

- ・住民税・・・法人税額に対して5.0%の都道府県民税と12.3%の市長村民税が課税され

る法人と一律の均等割があります。（会社と同様）

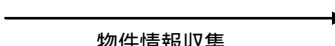
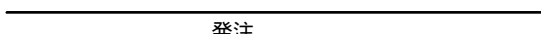
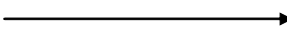
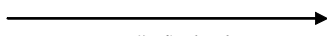
- ・事業税・・・法人税の課税所得に対して年 400 万円以下は 5.0%、400 万円超 800 万円以下は 7.3%、800 万円超は 9.6%の段階税率が適用。（会社と同様）

**【責任範囲】**

組合員は出資額の範囲内の責任となっています。ただし、会社と同様に代表者個人への責任が発生してきます。

\*またいずれの事業主体の場合も固定資産税、不動産取得税、消費税などは課税が原則となっています。

## スケジュール管理表（雛形）

作業内容	平成 年									担当者
	月			月			月			
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	
登記	(法務局)									
事務所契約	 物件情報収集									
備品購入	 発注									(納品搬入)
引っ越し	 業者選定									
電話開設										
スタッフ募集	 チラシ作成・印刷									(チラシ配布)
事務所開き										

## 関東経済産業局管内の中間支援組織一覧

平成16年2月現在

県	市区名	支援センター名称	住所	TEL	FAX	URL	サービス内容
茨城県	つくば市	つくば市民活動センター	〒305-0031茨城県つくば市吾妻1-10-1	029-855-1171	029-855-1175	<a href="http://www.1.accsnet.ne.jp">http://www.1.accsnet.ne.jp</a>	・市民活動に係る情報の収集及び提供 ・意見交換等の場や付属設備の提供 ・市民が行う社会貢献活動の支援・研修等の実施
茨城県	水戸市	特定非営利活動法人茨城NPOセンター・コムズ	〒310-0063茨城県水戸市五軒町2-2-23-102	029-300-4321	029-300-4320	<a href="http://www.npocommons.org">http://www.npocommons.org</a>	・情報の収集・提供・調査研究 ・民間非営利組織の活動支援
栃木県	足利市	足利市民活動センター	〒326-0051栃木県足利市大橋町1-2006-3	0284-44-7311	0284-44-7312	<a href="http://www.shimin-act.jp/">http://www.shimin-act.jp/</a>	・情報提供・相談・印刷機器の貸出し・会議室の利用
栃木県	今市市	今市市民活動支援センター	〒321-1261栃木県今市市今市304-3	0288-22-2271	0288-22-2271		・市民活動に係る情報の収集及び提供、相談・市民活動に係る人材の育成及び確保・市民、企業及び行政の連携並びに交流の推進・市民活動に係る研修会等の会場の提供
栃木県	宇都宮市	とちぎボランティアNPOセンター「ぼ・ぼ・ら」	〒320-0032栃木県宇都宮市昭和2-2-7	028-623-3455	028-623-3465	<a href="http://www.tochigi-vnp.o.net">http://www.tochigi-vnp.o.net</a>	・NPO、ボランティア活動に関する情報収集・提供・相談・コーディネート対応・各種講座・研修機会の提供・交流の場の提供、交流会の開催・研修室、打合せスペースの提供・調査研究事業
栃木県	宇都宮市	宇都宮市民活動サポートセンター	〒321-0962栃木県宇都宮市今泉町2137東コミュニティセンター内	028-614-1112	028-614-1114	<a href="http://www.4.ocn.ne.jp/saposen/">http://www.4.ocn.ne.jp/saposen/</a>	・情報の収集及び提供(情報誌の発行、相談受付) ・場所、機材の貸出し ・各種講座、交流事業の開催
栃木県	小山市	小山市ボランティア支援センター	〒323-8686栃木県小山市中央町1-1-1	0285-22-9269	0285-22-9269	<a href="http://homepage3.nifty.com/oyama_vsc/">http://homepage3.nifty.com/oyama_vsc/</a>	・情報の収集及び提供事業・人材の育成、研修、交流に関する事業・相談に関する事業
群馬県	太田市	おおたNPOセンター	〒373-0853群馬県太田市浜町66-49	0276-60-2050	0276-60-2051	<a href="http://www.nposite.net/">http://www.nposite.net/</a>	・情報・資料の収集及び提供(掲示板の設置、HPの開設等)・学習・研修講座の企画開催・ボランティアに関する相談・NPOに関する広報・啓発・NPO法人設立の支援・市民活動団体のネットワークづくり
群馬県	桐生市	桐生市民活動推進センター	〒376-0045群馬県桐生市末広町5-19	0277-47-4066	0277-47-4066	<a href="http://www.city.kiryu.gunma.jp/web/home.nsf/">http://www.city.kiryu.gunma.jp/web/home.nsf/</a>	・情報の収集及び提供事業・調査研究に関する事業・人材育成、研修、交流に関する事業・相談に関する事業
群馬県	藤岡市	藤岡ボランティアネットワークセンター(愛称・with(ウィズ))	〒375-0024群馬県藤岡市藤岡1567-15	0274-22-8833	0274-22-8884	<a href="http://www.1.soeinet.or.jp/skomatsu/com/with/index.htm">http://www.1.soeinet.or.jp/skomatsu/com/with/index.htm</a>	・情報の収集及び提供・アドバイザーによる相談・会議室の貸出・ボランティア関連書籍の閲覧、貸出・印刷機器設置(用紙持ち込みに限る(使用料無料))・談話コーナー(フリースペース)の設置
群馬県	前橋市	NPO・ボランティアサロンぐんま	〒371-8570群馬県前橋市大手町1-1-1 昭和庁舎1階	027-243-5118	027-210-6217	<a href="http://www.12.wind.ne.jp/gunma-nposalon/hiroba/newsalon.htm">http://www.12.wind.ne.jp/gunma-nposalon/hiroba/newsalon.htm</a>	・NPO、ボランティア活動に関する相談・情報の収集・提供・交流の場の提供・コピー機、会議室貸出
埼玉県	伊奈町	彩の国・市民活動サポートセンター	〒362-0801埼玉県北足立郡伊奈町小針内宿1600	048-728-7146	048-729-0318	<a href="http://www.7.ocn.ne.jp/support1/">http://www.7.ocn.ne.jp/support1/</a>	・情報の収集・提供・情報発信支援・交流の場の提供・市民活動、NPO活動に関する相談

平成16年2月現在

県	市区名	支援センター名称	住所	TEL	FAX	URL	サービス内容
埼玉県	川口市	川口ボランティアサポートステーション	〒332-0015埼玉県川口市川口3-1-1川口総合文化センターリリア2階	048-240-1414	048-251-9597	<a href="http://www.city.kawagu.chi.saitama.jp/volunteer/">http://www.city.kawagu.chi.saitama.jp/volunteer/</a>	ボランティアやまちづくり活動等自主的活動を支援する施設。講演会、フェスティバルの開催・セミナーの開催・ボランティア情報の発信・青少年ボランティアの育成・ネットワーク
埼玉県	さいたま市	特定非営利活動法人さいたまNPOセンター	〒330-0064埼玉県さいたま市浦和区岸町4-25-15小松ビル301	048-835-4311	048-835-4312	<a href="http://www.sa-npo.org/">http://www.sa-npo.org/</a>	・市民活動、NPO法人に関する相談事業・講師派遣、企画・運営、編集・出版等受託事業・印刷機貸出、紙の販売
埼玉県	蓮田市	はすだNPOプラザ	〒349-0132埼玉県蓮田市大字貝塚1015	048-767-1220	048-767-1220	<a href="http://www.hasudanpo.jp/about/about2.html">http://www.hasudanpo.jp/about/about2.html</a>	・情報提供及び普及啓発事業・人材育成、研修、交流に関する事業・相談アドバイス事業・調査研究事業
千葉県	我孫子市	我孫子ボランティア・市民活動サポートセンター	〒270-1166千葉県我孫子市我孫子1855我孫子市民会館2階	04-7165-4370	04-7165-4371	<a href="http://members.jcom.home.ne.jp/misekiya/">http://members.jcom.home.ne.jp/misekiya/</a>	・場の提供：会議スペース、フリースペース、印刷機器等機材・情報の提供：広報誌の発行、相談、ホームページ、掲示コーナー・機会の提供：講座、シンポジウム等の開催
千葉県	市川市	市川市ボランティア・NPO活動センター	〒272-0021千葉県市川市八幡3-4-1アクス本八幡209号	047-326-1284	047-326-1278	<a href="http://www.city.ichikawa.chiba.jp/net/siminsei/volunteer/center.htm">http://www.city.ichikawa.chiba.jp/net/siminsei/volunteer/center.htm</a>	・会議、打合せ、作業、交流等の「場」の提供・情報の収集、提供事業・調査研究に関する事業・相談に関する事業
千葉県	印西市	印西市市民活動支援センター	〒270-1327千葉県印西市大森2646-12	0476-49-4500	0476-49-4511		・公益的な市民活動団体等の活動場所を提供する事業・公益的な市民活動団体等の相互の情報交換及び交流に関する事業・公益的な市民活動団体等の活動促進に関する事業等
千葉県	浦安市	浦安市市民活動センター	〒279-0002千葉県浦安市北栄1-1-16	047-305-1721	047-305-1722	<a href="http://johno.org/urayasu/">http://johno.org/urayasu/</a>	・施設、備品の利用(交流サロン、会議室、パソコン、各種掲示板、印刷機等)・講演会開催・市民活動センターフェスティバル・市民活動センターだより発行
千葉県	柏市	特定非営利活動法人NPO支援センターちば	〒277-0005千葉県柏市柏2-5-9岡田屋ビル5階	04-7168-8600	04-7168-8611	<a href="http://www.npo-scc.org/">http://www.npo-scc.org/</a>	・地域資源の発掘とマッチング・行政・企業・非営利セクターのパートナーシップの構築・NPO・コミュニティビジネスのためのNPOサポート事業
千葉県	佐倉市	佐倉市市民公益活動サポートセンター	〒285-0025千葉県佐倉市鍋木町198-2	043-484-6686	043-484-6686		・市民公益活動の推進のための施設及び設備の提供・市民公益活動に関する情報の収集及び提供・市民公益活動に関する相談・その他サポートセンターの設置の目的を達成するために必要な事業
千葉県	千葉市	千葉市民活動センター	〒260-0026千葉県千葉市中央区千葉港2-1千葉中央コミュニティセンター1階	043-245-5687	043-245-5688	<a href="http://www.city.chiba.jp/shimin_katsudo/">http://www.city.chiba.jp/shimin_katsudo/</a>	・活動場所の提供・情報の収集及び提供・活動に関する相談
千葉県	千葉市	NPOパートナーシップオフィス	〒260-0855千葉県千葉市中央区市場町1-1本庁舎2階	043-223-4145	043-222-0190	<a href="http://www.chiba-npo.jp/partner/">http://www.chiba-npo.jp/partner/</a>	・NPO法人認証手続きの相談・ミーティングスペースの提供・NPO活動に関する情報提供支援・情報の収集・提供
千葉県	千葉市	特定非営利活動法人千葉まちづくりサポートセンター	〒263-0024千葉県千葉市稲毛区穴川1-3-1	043-206-7726	043-206-7726	<a href="http://www.jca.apc.org/born/">http://www.jca.apc.org/born/</a>	・市民活動に関する各種相談、交流会・セミナーの開催・学習会・講座等への専門家派遣・出版・販売・行政・企業からの受託事業

平成16年2月現在

県	市区名	支援センター名称	住所	TEL	FAX	URL	サービス内容
千葉県	習志野市	市民活動インフォメーションルーム(平成15年10月オープン予定)	〒275-0016千葉県習志野市津田沼5-12-12サンロード5階	未定	未定		・情報の収集及び提供事業・活動交流の場の提供・作業機器の提供(コピー機、印刷機)
千葉県	成田市	成田市体験活動ボランティア活動支援センター	〒286-0017千葉県成田市赤坂1-1-3	0476-20-6336	0476-28-6800	0476-22-4494	・情報提供・場の開拓、人材確保・関係機関との連携・事業のコーディネート
千葉県	成田市	成田市生涯学習情報提供システム	〒286-8585千葉県成田市花崎町760	0476-20-1583			・人材(指導者・ボランティア)、グループ等のシステムへの登録・登録された情報の市民への提供(市のホームページ、情報誌の作成)・問い合わせに対する相談業務
千葉県	成田市	成田市子どもセンター	〒286-0017千葉県成田市赤坂1-1-3(市立図書館2階)	0476-27-9611	0476-20-6132	<a href="http://www.city.narita.chiba.jp/sosiki/shogaku/kodomocenter.html">http://www.city.narita.chiba.jp/sosiki/shogaku/kodomocenter.html</a>	個人・団体向けの青少年関係体験活動の紹介、提供。
千葉県	船橋市	船橋市市民活動サポートセンター	〒273-0005千葉県船橋市本町1-3-1	047-423-3483,3489	047-423-3436	<a href="http://www.city.funabashi.chiba.jp/jichishinko/jichishinko/saposen.htm">http://www.city.funabashi.chiba.jp/jichishinko/jichishinko/saposen.htm</a>	・情報収集及び提供・市民活動の作業の場の提供・会議・交流の場の提供
千葉県	松戸市	まつど市民活動サポートセンター	〒271-0094千葉県松戸市矢切299-1	047-368-1814	047-365-5636		・ボランティア・NPO等の市民活動の活動の「場」として、会議室やホール等の提供・ボランティア・NPO等の市民活動に関する情報の収集と提供・ボランティア・NPO等の市民活動の交流・ボランティア・NPO等の市民活動を進める上で必要な機材の提供(印刷機、コピー機、その他備品類)・市民活動や市民と行政のパートナーシップを推進する人材の育成(講座、研修会、イベント等の開催等)
千葉県	八千代市	八千代市市民活動サポートセンター	〒276-0028千葉県八千代市村上3788-1フルルガーデン八千代内	047-481-3222	047-481-3221		・情報の収集及び発信事業・研修、交流に関する事業・相談に関する事業・活動場所の提供に関する事業
東京都	足立区	地域振興部地域支援課足立区NPO活動支援センター	〒123-0851東京都足立区梅田7-13-1	03-3840-2331	03-3840-2333	<a href="http://www.city.adachi.tokyo.jp/npo/">http://www.city.adachi.tokyo.jp/npo/</a>	・場や機器等の提供(会議室、相談室、メールボックス、情報検索用パソコン等)・NPOの入門講座、実務講座等セミナーやワークショップの開催・NPO法人設立支援のためのNPO相談の開催、NPO活動に関する相談への対応・NPO法人や活動の情報、行政情報等をホームページに掲載し、NPO情報の周知を図るとともに協働を実践するための情報提供等・NPO法人、NPOの調査・研究等・中間支援組織の設立支援
東京都	板橋区	いたばしボランティア・NPOホール	〒173-0001東京都板橋区本町24-1	03-3961-0331	03-3961-0306	<a href="http://itabashi-npo.city.itabashi.tokyo.jp/net/">http://itabashi-npo.city.itabashi.tokyo.jp/net/</a>	・交流広場の提供・打合せ、作業スペースの提供・情報提供・事業案内やスタッフ募集等のための掲示板、棚の利用
東京都	江戸川区	江戸川区ボランティアセンター	〒132-0031東京都江戸川区松島1-38-1	03-5662-7661	03-3653-0740	<a href="http://www.vc.city.edogawa.tokyo.jp/">http://www.vc.city.edogawa.tokyo.jp/</a>	・情報収集及び提供・支援に関する情報の提供・普及・啓発に関する事業・調査・研究に関する事業・交流等に関する事業・相談に関する事業・その他、市民活動の促進に関する事業

平成16年2月現在

県	市区名	支援センター名称	住所	TEL	FAX	URL	サービス内容
東京都	北区	東京都北区NPO・ボランティアプラザ	〒114-8503東京都北区王子本町1-11-1北とびあ11階	03-5390-1771	03-5390-1778	<a href="http://plaza.kitaku.net/">http://plaza.kitaku.net/</a>	・NPO、ボランティア活動に関する運営相談・NPO、ボランティア活動に関する情報収集・提供・セミナー開催・機材貸出
東京都	品川区	ものづくり創造センター(平成15年9月事業開始予定)	〒140-0014東京都品川区大井4-29-22	未定	未定		産業支援型NPOとの連携・協働による区内の製造業の活性化支援事業の展開・ビジネス・カタリスト派遣・品川技術ブランド創出・産学連携マッチング事業
東京都	新宿区	東京ボランティア・市民活動センター	〒162-0823東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ10階	03-3235-1171	03-3235-0050	<a href="http://www.tvac.or.jp/">http://www.tvac.or.jp/</a>	・ボランティア、市民活動に関する情報収集・提供・ボランティア、市民活動に関する相談事業・研修会、交流会の開催・調査研究事業・市民活動団体への総合的マネジメント支援・市民活動団体への人材支援
東京都	杉並区	杉並NPO・ボランティア活動推進センター	〒166-0004東京都杉並区阿佐谷南1-47-17阿佐谷地域区民センター4階	03-5306-3939	03-5306-6597	<a href="http://snvc.jp/cgi-bin/npo/index.cgi">http://snvc.jp/cgi-bin/npo/index.cgi</a>	・NPO・ボランティア(以下NPO等)活動に関する総合的な相談事業・NPO等の活動に係る情報の収集及び提供に関する事業・区民の要望とNPO等の活動との調整に関する事業・活動場所としての施設、設備の提供事業・人材の育成及び活動資金確保の支援事業・NPO等の活動に係る調査及び研究に関する事業
東京都	世田谷区	市民活動支援コーナー	〒154-0004東京都世田谷区太子堂4-1-1(財)せたがや文化財団世田谷文化生活情報センター3階	03-5432-1543	03-5432-1559	<a href="http://www.setagaya-geki.net/pao/">http://www.setagaya-geki.net/pao/</a>	打合せ作業スペース、プリントアウトスペース等
東京都	中央区	特定非営利活動法人NPOサポートセンター	〒104-0061東京都中央区銀座8-12-11第2サンビル6階	03-3547-3206	03-3547-3207	<a href="http://www.npo-sc.org/">http://www.npo-sc.org/</a>	・情報センター機能・人材育成・企画・コンサルティング事業・調査・研究事業・NPO活動に関する各種支援事業
東京都	千代田区	特定非営利活動法人日本NPOセンター	〒100-0005東京都千代田区丸の内2-6-1古河ビル616号	03-5220-3911	03-5220-3912	<a href="http://www.jnpoc.ne.jp/">http://www.jnpoc.ne.jp/</a>	・NPOに関する情報の収集及び提供・NPOの設立・運営、企画協力・相談事業・研修、交流事業・調査研究事業・公益法人制度関連事業
東京都	港区	特定非営利活動法人NPO事業サポートセンター	〒106-0032東京都港区六本木4-7-14みなとNPOハウス2階	03-5775-7961	03-5775-7963	<a href="http://www.npo-support.jp/">http://www.npo-support.jp/</a>	・NPO法人設立・運営支援・市民活動、NPO活動に関する人材マッチング・人材育成・市民活動、NPO活動に関する情報の収集・提供・政策提言・調査研究事業
東京都	港区	NPOハウス交流サロン	〒106-0032東京都港区六本木4-7-14	03-3405-8604			・NPOに関する情報の収集及び提供・作業・会議スペース、印刷機の設置
東京都	港区	みなとコミュニティハウス	〒107-0061東京都港区北青山1-6-3	03-3796-3309	03-3796-3309	0424-91-9028	・活動スペースの提供・活動に必要な備品の設置(事務機器、マイク、AV機器等)
東京都	清瀬市	清瀬市民活動センター	〒204-0013東京都清瀬市上清戸2-6-10	0424-91-9027			・市民活動に関する情報の発信・収集・市民活動に関する情報交換・市民活動に必要な機材や場所の提供・市民活動に関する相談・市民活動に関する学習会や講座等の開催
東京都	多摩市	多摩NPOセンター	〒206-0025東京都多摩市永山3-12西永山複合施設	042-338-1396	042-338-1397	<a href="http://www.tama-npo.org/">http://www.tama-npo.org/</a>	・活動の場、設備の提供・情報収集・発信・NPO活動相談・ネットワークの活性化・人材育成・研修

平成16年2月現在

県	市区名	支援センター名称	住所	TEL	FAX	URL	サービス内容
東京都	調布市	みんなの広場	〒182-0026東京都調布市小島町2-33-1文化会館たづくり11階	0424-41-6112	0424-41-6115	<a href="http://www.chofupeople.com/">http://www.chofupeople.com/</a>	市民活動団体を主な対象として、打合せ・作業の場としてのテーブルの貸出・作品展示の場の貸出・市内で活動する市民活動団体等の情報の収集・提供
東京都	調布市	(平成17年開設予定)市民活動支援センター	〒182-0032東京都調布市国領町2-5-15	未定	未定		・市民のボランティアや活動の交流、情報発信の場・NPO、市民団体等の交流、活動支援の場・男女共同参画社会の実現に向けた啓発、活動の推進の場・市内の新産業の集積・育成の場・市民の生涯学習の場
東京都	八王子市	八王子市市民活動支援センター	〒193-0083東京都八王子市旭町12-1ファルマ8025階	0426-46-1577	0426-46-1587	<a href="http://www.shiminkatudo-hachioji.jp/shien-center/">http://www.shiminkatudo-hachioji.jp/shien-center/</a>	・市民活動促進のための施設の提供・市民活動を行う者、市民、事業者及び市の相互の連携並びに交流の促進・市民活動に係る情報の収集及び提供・市民活動に係る啓発及び人材育成・市民活動に係る相談・市民活動に係る調査及び研究
東京都	日野市	市民活動支援センター	〒191-0031東京都日野市高幡1024	042-599-5941	042-599-5941		・会議室等の場所の提供(現在、運営方法等について検討中)
東京都	府中市	府中NPO・ボランティア活動センター	〒183-0055東京都府中市府中町1-1	042-335-5793		<a href="http://www.11.ocn.ne.jp/fnpov/">http://www.11.ocn.ne.jp/fnpov/</a>	・情報の提供及び収集・相談などに関する事業・印刷機等の作業設備の提供・ミーティング等の打合せスペースの提供
東京都	武蔵村山市	ボランティアセンター	〒208-8503東京都武蔵村山市学園4-5-1	042-590-1430	042-590-1436		地域におけるボランティア活動の拠点として、ボランティアの広報活動、登録、斡旋、養成研修、関係機関との連絡調整等を行う。
神奈川県	厚木市	厚木市役所市民生活課ボランティア活動サポート室	〒243-0014神奈川県厚木市旭町2-4-18	046-225-2104	046-227-5408		
神奈川県	海老名市	海老名市立えびな市民活動サポートセンター	〒243-0421神奈川県海老名市さつき町39-1	046-235-6835	046-235-3711	<a href="http://www.city.ebina.kanagawa.jp/cgi-bin/odb-get.exe">http://www.city.ebina.kanagawa.jp/cgi-bin/odb-get.exe</a>	・会議室等場所の提供・情報の収集及び提供・ロッカー、レターケースの貸出・複写機、印刷機等設備の提供
神奈川県	小田原市	おだわら市民活動サポートセンター	〒250-0012神奈川県小田原市本町1-5-12	0465-22-8001	0465-22-8001	<a href="http://www.2.city.odawara.kanagawa.jp/ssc/odawara/index.jsp">http://www.2.city.odawara.kanagawa.jp/ssc/odawara/index.jsp</a>	・場所等(会議室、印刷機)の提供・情報の収集及び提供・相談
神奈川県	鎌倉市	鎌倉市市民活動センター 1.鎌倉市市民活動センター(NPOセンター鎌倉) 2.大船市市民活動センター(NPOセンター大船)	1. 〒248-0012神奈川県鎌倉市御成町18-10 2. 〒247-0061神奈川県鎌倉市1-2-25	1. 0467-23-3000 2. 0467-42-0345	1. 0467-60-4555 2. 0467-42-0345	<a href="http://www.fsinet.or.jp/npo-kama/">http://www.fsinet.or.jp/npo-kama/</a>	・会議室、作業室等空間と機能の提供・参画、協働、課題解決のための情報提供・学習、研修機会の提供・人材の紹介、派遣、交流に関する事業の提供・相談に関する事業
神奈川県	川崎市	かわさき市民活動センター	〒211-0004神奈川県川崎市中原区新丸子東3-473-2中小企業・婦人会館2階	044-430-5566	044-430-5588	<a href="http://www.kawasaki-shiminkatsudo.or.jp/">http://www.kawasaki-shiminkatsudo.or.jp/</a>	・啓発広報事業・情報収集提供事業・調査研究事業・育成活動促進事業・学習研究会事業・ボランティア相談事業・青少年事業
神奈川県	相模原市	さがみはら市民活動サポートセンター	〒229-0036相模原市富士見6-6-23	042-755-5790	042-755-5790	<a href="http://www.jf.ws27.arena.ne.jp/">http://www.jf.ws27.arena.ne.jp/</a>	・会議、作業空間等の提供・市民活動に役立つ情報の収集・提供・団体等の紹介、交流、相談助言等

平成16年2月現在

県	市区名	支援センター名称	住所	TEL	FAX	URL	サービス内容
神奈川県	茅ヶ崎市	茅ヶ崎市民活動サポートセンター	〒253-0041神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎3-2-7	0467-88-7546	0467-88-7546	<a href="http://business2.plala.or.jp/support/">http://business2.plala.or.jp/support/</a>	・情報の収集、提供(市民活動団体ガイドブックの作成、情報化の発行、個別団体のホームページ作成、活動情報の提供等)・相談業務(公益活動に関すること、NPO法人格取得に関すること)・講座等の実施(講演会、セミナー等)・場の提供(打合せスペースの提供、ロッカー及びレターケースの貸出、印刷機パソコンの使用)
神奈川県	秦野市	秦野市市民活動サポートセンター	〒257-0042神奈川県秦野市寿町3-12	0463-83-1760	0463-83-1760	<a href="http://navi.city.hadano.kanagawa.jp/s-katudo/s-center/">http://navi.city.hadano.kanagawa.jp/s-katudo/s-center/</a>	・情報の収集及び提供、相談・会議室、ロッカーの貸出
神奈川県	平塚市	ひらつか市民活動センター	〒254-0811神奈川県平塚市八重咲町3-3JAビルかながわ2階	0463-21-7517	0463-22-3701	<a href="http://www.scn-net.net/p/hira-sc/">http://www.scn-net.net/p/hira-sc/</a>	・施設の提供(会議室、印刷機材、その他)・情報の収集及び提供事業・団体間交流、研修、啓発事業
神奈川県	藤沢市	藤沢市市民活動推進センター	〒251-0052神奈川県藤沢市藤沢1031小島ビル2階	0466-54-4510	0466-54-4516	<a href="http://www.city.fujisawa.ne.jp/f-npo/c/">http://www.city.fujisawa.ne.jp/f-npo/c/</a>	・施設管理業務・情報の収集と提供・発信業務・学習機械及び市民活動団体交流機会の提供業務・幅広い個人や団体の力を結集するしくみの構築と運営に関する業務
神奈川県	横須賀市	横須賀市立市民活動サポートセンター、久里浜市民活動サポートセンター、追浜市民活動サポートセンター	〒238-0041神奈川県横須賀市本町3-27	046-828-3130	046-828-3132	<a href="http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/support/">http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/support/</a>	・活動支援(事務的活動の場を提供、印刷関連機器、会議スペース用意、相談業務)・情報収集・情報発信支援(市民活動団体のデータベース公開、市民活動関連図書・資料等)・交流促進支援(交流事業などにより市民活動のネットワーク化を促進)
神奈川県	横須賀市	SOHOスクエア	〒238-0041神奈川県横須賀市本町3-27ベイスクエアよこすか3階横須賀市産業交流プラザ内	046-828-1630	046-821-1200		・無料:会議室1、商談・相談室2パソコン ・有料:カラーコピーサービス
神奈川県	横浜市	かながわ県民活動サポートセンター	〒221-0835神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2かながわ県民センター内	045-312-1121	045-312-4810	<a href="http://www.kvsc.pref.kanagawa.jp/">http://www.kvsc.pref.kanagawa.jp/</a>	・市民活動等の情報収集・提供・活動に関する相談・会議室、交流の場の提供
神奈川県	横浜市	未定	〒231-0023神奈川県横浜市山下町22SSKビル9階	045-225-3714	045-225-3788		・総合窓口の開設(経営相談、組織化支援、専門家派遣、情報提供等)・ポータルサイトの運営(コミュニティビジネスの周知、情報提供)
神奈川県	横浜市	特定非営利活動法人まちづくり情報センターかながわ(通称:アリスセンター)	〒231-0001神奈川県横浜市中区新港2-2-1横浜ワールドポーターズ6階NPOスクエア	045-212-5835	045-212-5826	<a href="http://www.jca.apc.org/alice/">http://www.jca.apc.org/alice/</a>	・NPOに関する政策等の提案・まちづくりに関する情報収集と提供・まちづくりに関する相談・コンサルティング・市民団体に対する事務局支援・資金助成・まちづくりに関する調査研究・NPO、市民活動、まちづくりに関する講師派遣、研修の企画運営協力
新潟県	上越市	NPO・ボランティアセンター	〒943-8530新潟県上越市土橋1914-3上越市市民プラザ2階	025-527-3613	025-522-8240		NPO法人のための支援センター・NPO相談、助言、指導・情報収集、提供・市民活動拠点施設の管理
新潟県	長岡市	市民活動センター(ながおか市民センター2階)	〒940-0062新潟県長岡市大手通2-2-6	0258-39-2736	0258-39-2765	<a href="http://www.city.nagaoka.niigata.jp/dpage/s-center/home.htm">http://www.city.nagaoka.niigata.jp/dpage/s-center/home.htm</a>	市民活動の活性化を促進し、市民活動団体の交流や情報の発信機能を持つ施設を目指す。会議室6室、打合せコーナー、印刷機、インターネットパソコン、市民活動関連図書等を備え、使用料無料で提供する。

平成16年2月現在

県	市区名	支援センター名称	住所	TEL	FAX	URL	サービス内容
新潟県	見附市	見附市市民交流センター	〒954-0057新潟県見附市新町2-8-3	0258-62-5981	0258-62-5739		・まちづくり活動等に関する情報の収集、提供・場の提供・相談
長野県	飯田市	NPO法人くらりnet	〒395-0041長野県飯田市中央通り4-11-4	0265-56-8056	0265-56-8330	<a href="http://www.10.ocn.ne.jp/cla4/index002.htm">http://www.10.ocn.ne.jp/cla4/index002.htm</a>	・市民活動ネットワークの構築・市民活動支援・NPO法人設立支援
長野県	飯田市	NPO法人アイデア	〒395-0045長野県飯田市知久町1-10	0265-56-9335	0265-56-9335	<a href="http://comein.jp/i/idea/">http://comein.jp/i/idea/</a>	・コミュニティビジネス支援
長野県	長野市	長野市市民公益活動センター	〒380-0835長野県長野市新田町1485-1もんぜんぷら座3階	026-223-0051	026-223-0052	<a href="http://www.nagano-shimin.net/">http://www.nagano-shimin.net/</a>	・施設管理業務(NPO共同オフィス管理運営、レターケースの貸出管理等、登録団体宛のFAX及び郵便物の取り次ぎ)・情報の収集、提供(ホームページ運営、情報掲示板、関係図書の管理等)・各種セミナー、フォーラムの企画・運営業務
山梨県	甲府市	山梨県ボランティア・NPOセンター	〒400-0031山梨県甲府市丸の内2-35-1	055-224-2941	055-232-4087	<a href="http://www.yva.jp/">http://www.yva.jp/</a>	・ボランティア、NPO活動に関する相談・情報の収集、提供・会議室等場所の提供
山梨県	都留市	都留市まちづくり市民活動支援センター	〒402-0053山梨県都留市上谷2-1-15	0554-46-5236	0554-46-5237	<a href="http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/shien/">http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/shien/</a>	・施設及び設備の提供・情報の収集、提供及び相談・研修、人材の育成、自立の支援・啓発活動、調査研究及び政策提言等
静岡県	磐田市	磐田NPO交流センター	〒438-0078静岡県磐田市中泉112-4	0538-36-1890	0538-36-1890	<a href="http://www.city.iwata.shizuoka.jp/CITYINFO/SETU/29.htm">http://www.city.iwata.shizuoka.jp/CITYINFO/SETU/29.htm</a>	・会議、打合せ等の場所の提供・印刷機、コピー機等を無料で使用可能・情報の収集及び提供
静岡県	静岡市	静岡市清水NPO・ボランティア市民センター	〒424-0806静岡県静岡市清水辻1-2-3	0543-63-0069	0543-63-0069	<a href="http://www.city.shizuoka.shizuoka.jp/deps/seikatsu/npocenter/index.html">http://www.city.shizuoka.shizuoka.jp/deps/seikatsu/npocenter/index.html</a>	・会議、打合せ等スペース提供・各種講座、講演会実施・印刷等作業スペース提供・部分的団体事務所機能・情報提供・相談等
静岡県	静岡市	SOHO@shizuoka	〒420-0852静岡県静岡市紺屋町3-10中島ビル6階	054-653-8800	054-653-8801	<a href="http://www.soho-shizuoka.gr.jp/home.html">http://www.soho-shizuoka.gr.jp/home.html</a>	・起業・創業者支援・各種相談事業・各種講演会、ビジネスマッチング等
静岡県	浜松市	浜松まちづくりセンター	〒430-0915静岡県浜松市東田町16	053-457-2616	053-457-2617	<a href="http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/lifeindex/partnership/city/hudc/">http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/lifeindex/partnership/city/hudc/</a>	・市民主体のまちづくり活動の支援・まちづくりに関する調査・研究・まちづくりに関する普及・啓発・まちづくりに関する図書の販売・発行・まちづくり人材の育成
静岡県	藤枝市	ふじえだ市民活動支援センター「びゅあ」	〒426-0072静岡県藤枝市南新星228-2	054-646-3555	054-646-3555		・印刷機、コピー機等の提供・研修及び会議時の会場提供・情報収集及び提供
静岡県	三島市	三島市NPO・ボランティア情報センター	〒411-0855静岡県三島市本町7-30Via7011階	055-983-2692	055-983-2693	<a href="http://www.city.mishima.shizuoka.jp/npovol/">http://www.city.mishima.shizuoka.jp/npovol/</a>	・行政、NPO・ボランティア団体からの情報を発信・地域通貨(エコマネー)導入についての支援・研究・ホールの貸出・印刷機、PC等機器の無償利用等

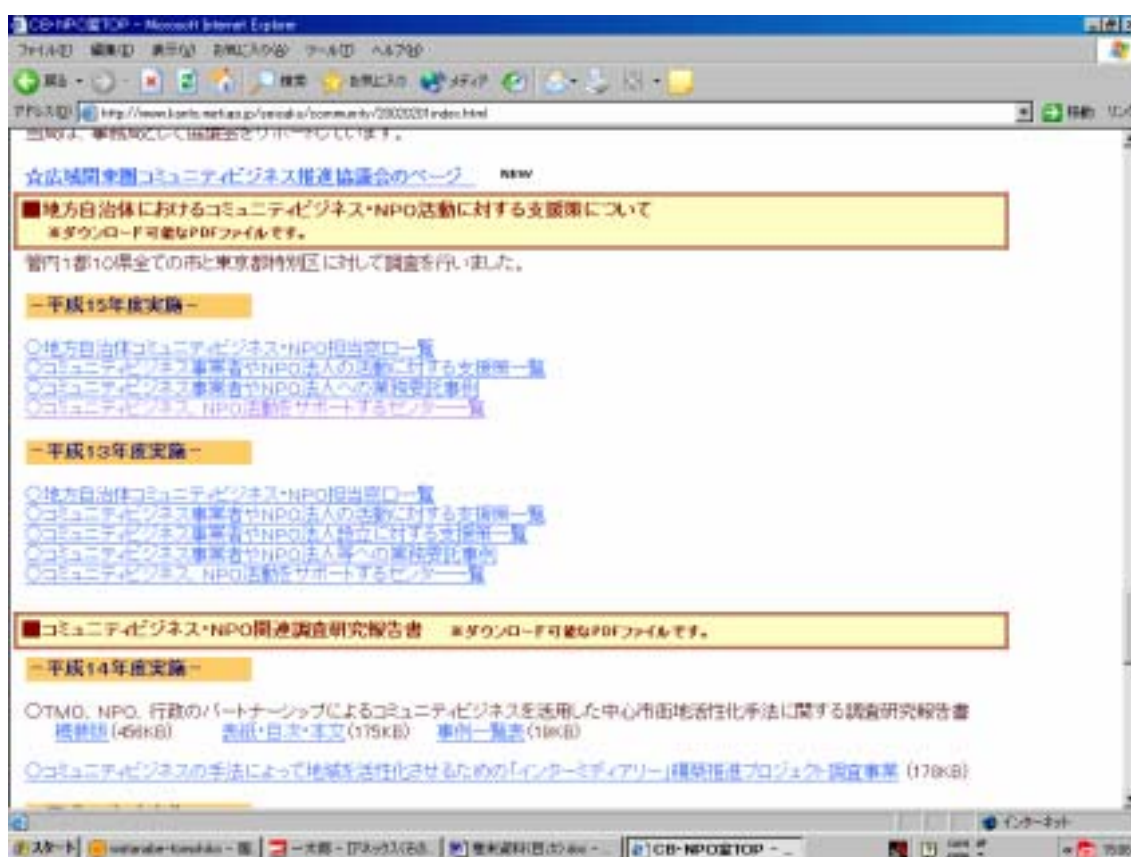
## 関東経済産業局管内の地方自治体におけるコミュニティビジネス支援窓口・支援策一覧

関東経済産業局では、平成15年度に管内全市区（250市区）を対象に  
コミュニティビジネス・NPO担当窓口  
コミュニティビジネス事業者やNPO法人の活動に対する支援策  
コミュニティビジネス事業者やNPO法人への業務委託事例  
コミュニティビジネス、NPO活動をサポートするセンター一覧  
について、実態調査を実施しました。

調査結果は、関東経済産業局コミュニティビジネス・NPO活動推進室のホームページにて公開しています。（PDFファイル）

URL <http://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/community/20020201index.html>

創業時の参考にしてください。



## 広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会

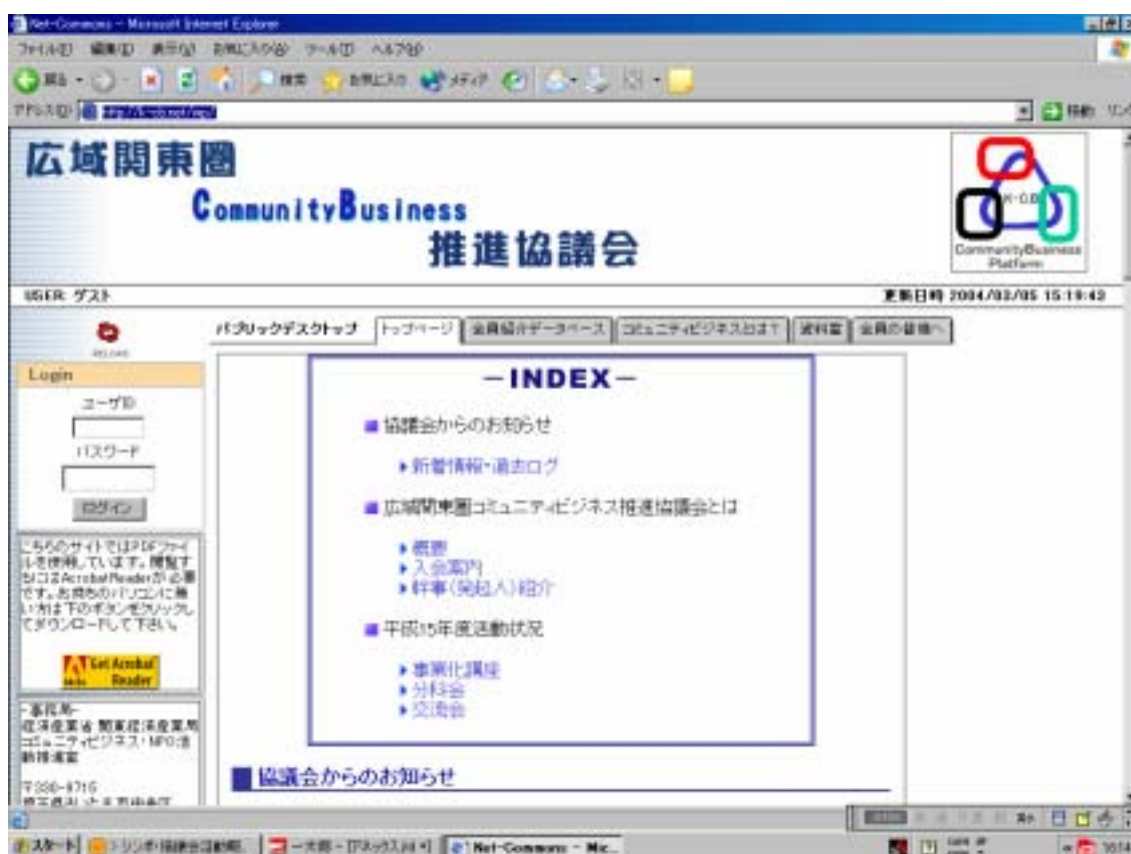
広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会は、関東経済産業局が事務局となって、コミュニティビジネスを実施する者、コミュニティビジネスを支援する者を会員に、行政機関等を準会員として、コミュニティビジネスのネットワークを構築することを目的に、平成15年3月に発足しました。

平成16年3月3日現在、会員数は186名（正会員108名、準会員78名）であり、コミュニティビジネスに関する各種情報提供やセミナー、イベント等を開催し、情報交流の場、コミュニティビジネスのプラットフォームとして機能し始めております。

広域関東圏コミュニティビジネス推進協議会の活動内容の詳細は下記ホームページをご覧ください。

URL <http://k-cb.net/wp/>

創業者の方も入会できます。ホームページから入会申込書をダウンロードしてお申し込みください。



## 事務所備品確認シート

	項目	予算	準備期限	担当	備考
事務所	敷金・礼金	円	月 日		
	家賃	円	月 日		
	その他	円	月 日		
	小計	円			
改装・設備	内外装	円	月 日		
	電話加入権	円	月 日		
	インターネット	円	月 日		
	その他	円	月 日		
	小計	円			
備品	パソコン	円	月 日		
	パソコン周辺機器	円	月 日		
	電話・FAX	円	月 日		
	書棚・キャビネット	円	月 日		
	文具・事務用品	円	月 日		
	印鑑	円	月 日		
	封筒・紙袋	円	月 日		
	厨房機器	円	月 日		
	消耗品	円	月 日		
	その他	円	月 日		
小計	円				
広告・宣伝	名刺	円	月 日		
	ホームページ	円	月 日		
	チラシ類	円	月 日		
	その他	円	月 日		
	小計	円			
合計：		円			

\* 創業の際には、必要な項目を埋めて、準備にもれの無いように進めてください。

## 事業計画書フォーマット

氏名：

作成日： 年 月 日

主体団体	団体名：
	住所： 電話：                      FAX： メール：                      ホームページ：
活動のコンセプト	
主な活動内容 (資格・届け出)	
活動に対する規制	資格  届出
活動メンバー および業務分担	代表者： 副代表者： 事務責任者：

<b>事業上の提携先</b>	
<b>市場性</b>	<b>[ 現状 ]</b>
	<b>[ 将来性 ]</b>
<b>活動の受益対象者</b>	
<b>活動における 先駆性・成長性・ 独自性・社会性</b>	<b>[ 先駆性 ]</b>
	<b>[ 成長性 ]</b>
	<b>[ 独自性 ]</b>

	<p>[ 社会性 ]</p>
<p>他の活動団体の状況</p>	
<p>事業コンテンツ  ( 団体が行う主な  コミュニティ内内容 )</p> <p>収益事業は マーク</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>C</p>

<b>販売計画</b>	
-------------	--

## 資金計画書フォーマット

創業資金			
想定される必要経費		資金調達	
事務所 (保証金・敷金・礼金など)	円	自己資金	円
改装・設備 (内外装費・設備費など)	円	借入金 (家族・友人)	円
備品 (パソコン・机など)	円	借入金 (銀行・公庫・その他)	円
広告・宣伝 (名刺・チラシなど)	円	会費	円
その他	円	その他	円
<b>合計</b>	<b>円</b>	<b>合計</b>	<b>円</b>

収支計画書				第1期(スタート期)	第2期(2年後)	第3期(3年後)
				/ ~ /	/ ~ /	/ ~ /
予算内訳	収入	事業収入	a :	円	円	円
			b :	円	円	円
			c :	円	円	円
		創業資金	円	円	円	
		会費	円	円	円	
		補助金、助成金	円	円	円	
		その他 :	円	円	円	
		<b>収入合計</b>	<b>円</b>	<b>円</b>	<b>円</b>	
	支出	事業費	A :	円	円	円
			B :	円	円	円
			C :	円	円	円
			a :	円	円	円
			b :	円	円	円
			c :	円	円	円
		人件費	円	円	円	
		賃借料(家賃など)	円	円	円	
		通信費	円	円	円	
		交通費	円	円	円	
		備品費(消耗品費)	円	円	円	
雑費	円	円	円			
返済	円	円	円			
その他( )	円	円	円			
<b>支出合計</b>	<b>円</b>	<b>円</b>	<b>円</b>			
<b>収支合計</b>	<b>円</b>	<b>円</b>	<b>円</b>			

# コミュニティビジネス創業マニュアル

平成16年3月

- 発行 関東経済産業局  
埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1  
048(601)1200
- 調査 株式会社UFJ総合研究所  
東京都港区新橋1丁目11番7号  
03-3572-9034
- 協力 特定非営利活動法人 コミュニティビジネスサポートセンター  
東京都千代田区一番町15-1